令和７年度 定時社員総会（第 80 回）議案

令和７年６月４日（水）13：30～
東京都千代田区平河町２－７－４
砂防会館　シェーンバッハ・サボー

公益社団法人　日本河川協会

令和７年度　定時社員総会（第 80 回）次第

1. 開　　会

2. 会長挨拶

3. 定時社員総会議事

(1) 報告第１号　令和６年度 事業報告、事業報告の附属明細書の報告の件

(2) 議案第１号　令和６年度 貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書、財産目録の承認を求める件

(3) 報告第２号　令和７年度 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みの報告の件

(4) 議案第２号　定款の変更について決議を求める件

(5) 議案第３号　理事の補欠選任について決議を求める件

4. 特別講演

講　師　　大木 章一 氏
（一般財団法人日本デジタル道路地図協会　専務理事（前 国土地理院長））
演　題　　「緯度・経度・高さ　あなたの常識をアップデート」

5. 来賓祝辞

6. 令和７年河川功労者表彰式

7. 閉　　会

報告第１号

令和６年度 事業報告、事業報告の附属明細書の報告の件

令和６年度 事業報告

公益社団法人 日本河川協会
自　令和６年４月 １ 日
至　令和７年３月 31 日

日本河川協会は、公益社団法人として社会に貢献すべく、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査、研究並びに河川整備及び河川関係諸活動への支援等を通じて、河川を取り巻く情報の発信・共有・蓄積に関するさまざまな事業を展開しています。

令和６年度においても、河川に関する調査、啓発活動、人材育成、顕彰活動等の公益事業等を通じて社会貢献に努めました。

令和６年度に実施した事業等は以下のとおりです。

１．令和６年度　実施事業

１－１　河川に関する新たな知見や情報などの調査・資料収集を行い、広く一般に成果を公表する事業 【調査事業】

(1) 「河川文化を語る会」の開催

人と川とのかかわりを「河川文化」として捉え、様々な側面からの知識を習得することや参加者間等の交流を深めることを目的に、「河川文化を語る会」を平成 10 年から、開催しています。

令和６年度は、船上講演会「川から見る東京・2024」をはじめ各地で４回開催しました。

開 催 回	開 催 日	テ ー マ	講　師	開催地
第 213 回	R6.10.18	船上講演会【川から見る東京・2024】 ・江戸・東京歴史コース ・東京の歴史と未来を探訪する社会基盤コース	松田　芳夫 氏 （公益社団法人日本河川協会　前会長） 細見　　寛 氏 （中央大学研究開発機構　客員教授）	東京
第 214 回	R6.11.21	江戸時代中期の紀州流・井澤弥惣兵衛為永の業績について	市川　幸男 氏 （千葉県立関宿城博物館　調査協力員）	埼玉
第 215 回	R7. 1.8	オープンスペースからのまちづくり ～水都から万博まで～	忽那　裕樹 氏 （株式会社 E-DESIGN　代表取締役）	大阪
第 216 回	R7. 3.9	Ⅰ.半田運河と共に歩んだミツカンの考える水の文化とは　～やがて、いのちに変わるもの～ Ⅱ.川から眺めた英国運河の風景と文化	亀山　勝幸 氏 （株式会社 Mizkan CRM 本部広報部 部長） 中居　楓子 氏 （名古屋工業大学 社会工学科 助教）	名古屋

(2) 地球温暖化適応策に関する調査、資料収集

地球温暖化適応策に関する基礎的な資料を収集しました。その中にはオランダの資料など、将来の大規模で計画的な土地利用の変更を視野に入れて検討体制を整えていると読み取れるものもあります。こうした動きの根底にある問題意識は令和 5 年の日本学術会議「気候変動と国土分科会」の見解「気候変動に伴う水災害の頻発化・激甚化に対応して、今、科学・技術に求められるもの～将来の市街地土地利用のために～」と同様のものであると思います。一方、我が国は現施策展開に全力で取り組んでいる段階にあり、その先の将来に備えた検討体制づくりについてはこれからのように見受けられました。これらを踏まえ、将来世代のための防災教育への支援を通じた体制づくりについて基礎的な検討に着手しました。

(3) 月刊誌「河川」の発刊

月刊誌「河川」は、河川行政の取り組みや課題、河川に関わる社会的な動向等に関する最新情報を発信するメディアとして昭和 17 年から刊行してきました。これらの記事のストックは、貴重なデータベースとして行政関係者、研究者などに広く活用されています。インターネット経由での電子版（カラーPDF 版）は、全ての会員に公開しています。

令和 6 年度は、4 月号より誌面のフルカラー化を図りました。また、記事検索システムの更新を行いました。

＜令和 6 年度　特集テーマ＞
4 月号「令和 6 年度予算」
5 月号「水防災主流化への道のり～日本の貢献～」
6 月号「気候変動に対応した土砂災害対策の推進」
7 月号「大河川の歴史（第 22 回）宮川・太田川」
8 月号「津波防災対策と地域づくり」
9 月号「ネイチャーポジティブの実現を目指す川づくり」
10 月号「特定都市河川浸水被害対策法による流域治水」
11 月号「大河川の歴史（第 23 回）天塩川」
12 月号「より活用される防災気象情報に向けて」
1 月号「浸水被害軽減に向けた地下空間の活用」
2 月号「令和 6 年の災害とその対応」
3 月号「世界に貢献する日本の水科学・水技術」

(4) 河川に関する情報の収集・整理と広報資料の作成

令和 6 年度においては、河川に関する様々な情報（災害の発生状況、治水事業の重要性や制度・施策・効果等）等を収集・整理し、その普及や一般にわかりやすい的確な情報発信の手法について検討を行うとともに広報資料を作成しました。

(5) 河川行政史に関する調査

「個人の記憶を、共有の記録に」との考えの下で、河川事業の経緯や河川に関わる諸制度の創設等の河川行政史に関する情報を記録する資料（「オーラルヒストリー」）を平成 13 年度から作成してきました。

令和 6 年度は、前年度に引き続き「東日本大震災における国土交通省の取り組み」について資料収集を行いました。

１－２　河川関連キャンペーン（「川の日」キャンペーン、日本水大賞、水防演習、河川愛護月間、水の週間等）への参画及び支援を行い、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するための啓発活動を広く一般に向けて行う事業【キャンペーン事業】

⑴　「川の日」記念行事の支援

「川の日」実行委員会が実施する「川の日」記念行事を事務局として支援しました。当協会の WEB サイトに全国の河川に関するイベント等を広く一般に紹介することで、「川の日」の啓発を図りました。

また、「第 15 回いい川・いい川づくりワークショップ」及び「日本水大賞」を支援するとともに、防災冊子の作成・配布を通して「川の日」の啓発活動を展開しました。

⑵　その他の河川関係キャンペーンへの参画・支援

5 月～6 月の水防月間に、冊子「自分の命を自分で守るために―令和 6 年度版―」を作成し配布するなど、次表のキャンペーン活動への参画・支援を行いました。

時期	行事名	主催
5 月	水防月間 （5 月 1 日～31 日・北海道は 6 月 1 日～30 日）	国土交通省・内閣府・都道府県・水防管理団体
7 月	河川愛護月間 （7 月 1 日～31 日）	国土交通省・地方公共団体
	森と湖に親しむ旬間 （7 月 21 日～31 日）	国土交通省・林野庁・地方公共団体
8 月	水の日・水の週間 （8 月 1 日・8 月 1 日～8 月 7 日）	水循環政策本部・国土交通省・都道府県
	防災週間 （8 月 30 日～9 月 5 日）	内閣府・防災推進協議会

１－３　河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催及び支援により、専門的知識の普及や人材育成を行う事業　【研修・セミナー事業】

⑴　セミナーの開催

水防に関する法律・制度や水防活動の事例をテーマにした「水防研修」、河川管理や訴訟をテーマとした「河川管理研修」、最新の施策である「流域治水」などをテーマにした「河川講習会」を、会場での集合研修と、時間や場所を選ばず受講可能な WEB（オンデマンド）研修の二本立てで開催し、専門的知識の普及を図りました。カリキュラムの編成にあたっては、前年度までのアンケートを精査し、内容の重複がないよう調整しました。

令和 6 年度の実施内容は次表のとおりです。

開催にあたっては、ホームページへの掲載やメールマガジン等により参加者を広く公募するとともに、関係機関・団体等に対し周知を図り、参加者の拡大に努めました。

研修名	期間	受講者数	講義内容
水 防 研 修 (集合＋WEB)	令和 6 年 4 月 19 日（金） 令和 6 年 5 月 8 日(水)～ 5 月 28(火)配信	332 名 (内 49 集)	「河川行政に関する最近の話題」、「水防行政の最近の取組課題」、「特別講演　災害情報と心理」など
河川管理研修 (集合＋WEB)	令和 6 年 9 月 10 日(火)～ 11 日(水) 令和 6 年 10 月 2 日(水)～ 10 月 31(木)配信	426 名 (内 42 集)	「河川行政の動向」、「水利行政について」、「河川管理に関する訴訟について」など
河 川 講 習 会 (集合＋WEB)	令和 7 年 2 月 6 日(木)～ 7 日（金） 令和 7 年 3 月 3 日(月)～ 27 日(木)配信	471 名 (内 123 集)	「最近の河川行政について」、「流域治水に係る国土交通省の取組」、「特別講演 流域治水関連法制定の経緯」など

(2)　地域河川管理技術向上への支援

河川管理施設の老朽化、行政機関における河川管理に携わる技術者数の減少等が進行する中で、河川の有する機能を適切に保全する取り組みが重要になってきています。そのような状況の下で、令和 6 年度も引き続き、河川の維持管理に関する資格を認定する一般財団法人「河川技術者教育振興機構」の運営を支援しました。

制度発足から 10 年目を終え、有資格者は、河川維持管理技術者 506 名、河川点検士 7,176 名（いずれも 3 月 25 日時点）に達し、全国の河川管理の最前線で活躍いただいています。

１－４　河川に関する功労者の表彰、コンクールの実施及び支援等により、不特定多数の利益の増進に寄与する諸活動等を顕彰する事業 【表彰・コンクール事業】

(1)　河川功労者表彰

昭和 24 年に創設以来、治水・利水・環境の観点はもとより、歴史・文化、河川愛護、国際貢献、学術研究、地域振興等の観点から、広く社会に対して功績のあった個人や団体を表彰してきました。

令和 6 年は、都道府県・地方整備局等からの推薦をもとに、河川功労者表彰審査委員会（委員長：甲村謙友）の審査を経て理事会で決定された 65 名の個人と 33 団体を表彰しました（6/4 表彰式）。現在までの表彰件数は 4,438 件となっています。

(2)　日本水大賞・日本ストックホルム青少年水大賞

「日本水大賞」は、日本水大賞委員会（名誉総裁：秋篠宮皇嗣殿下、委員長：毛利衛）を実施主体として、水循環の健全化に貢献する様々な活動を支援する目的で平成 10 年度に設けられました。また、「日本ストックホルム青少年水大賞」は、「日本水大賞」の一環として高校生等を対象に平成 13 年度に設けられました。

令和 6 年度は、次表の各団体が受賞しました。

6 月 18 日に「第 26 回日本水大賞」及び「2024 日本ストックホルム青少年水大賞」の表彰式・受賞活動発表会を秋篠宮皇嗣殿下のご臨席を賜り開催しました。

2024 日本ストックホルム青少年水大賞を受賞した高校生 2 名、指導教諭 1 名等をストックホルムでの国際コンテストに派遣しました。

第２６回日本水大賞　各賞一覧　（応募総数80件）

各　　賞	活動主体	都道府県	活動の名称	活動主体の名称
大　　賞	学校	東京都	生徒の夢を実現する玉川学園サンゴプロジェクト ～沖縄の美しい海を守りたい～	玉川学園サンゴ研究部
国土交通大臣賞	団体	愛媛県	難治水の肱川で進めた流域治水活動 ～四半世紀にわたる活動の軌跡～	肱川流域会議 水中めがね
環境大臣賞	行政	愛知県	地域に根差した「河川と流域」の研究所として３０年	豊田市矢作川研究所
農林水産大臣賞	団体	兵庫県	ため池２万か所の保全及びその多面的機能発揮に向けた挑戦	兵庫県土地改良事業団体連合会
文部科学大臣賞	学校	愛媛県	海洋マイクロプラスチック削減に向けての調査と対策	愛媛大学附属高等学校 理科部プラガールズ
経済産業大臣賞	企業	埼玉県	マングローブ植林活動による海洋環境の改善	カネパッケージ株式会社
市民活動賞	団体	東京都	災害対策を目的とした井戸の調査と普及・啓発活動	特定非営利活動法人 小平井戸の会
国際貢献賞	団体	東京都	開発途上国での沈下橋の建設と技術移転	特定非営利活動法人 国際インフラパートナーズ
未来開拓賞	団体	北海道	水の管理による篠津地域の優良泥炭農地保全活動	特定非営利活動法人 篠津泥炭農地環境保全の会

2024日本ストックホルム青少年水大賞　（応募総数14件）

各　　賞	活動主体	都道府県	活動の名称	活動主体の名称
大　　賞	学校	青森県	水を有効利用する節水型ミスト栽培システムの開発	青森県立名久井農業高等学校 FLORA HUNTERS

令和 7 年 7 月に表彰式を行う「第 27 回日本水大賞」及び「2025 日本ストックホルム青少年水大賞」の審査を行い、3 月 3 日に大賞をはじめ各賞を決定しました。また、決定した受賞者の公表は昨年同様に前倒しして 3 月 13 日に国土交通省と日本水大賞における HP での公表と記者発表を行いました。なお、募集にあたっては、水循環系の健全化に寄与する水防災、水環境、水文化分野などの分野について積極的な応募促進を行い、様々な活動内容と活動主体から応募をいただきました。

第27回日本水大賞　各賞一覧　（応募総数75件）				
各　　賞	活動主体	都道府県	活動の名称	活動主体の名称
大　　賞	学校	群馬県	地域の農業を守りたい ～老朽化した農業用水路の保全に向けた高校生の取組～	群馬県立吾妻中央高等学校 環境工学研究部
国土交通大臣賞	学校	宮崎県	「文理融合」「デジタル×リアル」で探究する宮崎の水防災・水環境	宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校
環境大臣賞	団体	茨城県	霞ケ浦の豊かな自然環境を目指して ～釣り人の想いから始まった湖岸清掃活動とその後の発展～	NPO法人　水辺基盤協会
農林水産大臣賞	学校	北海道	水辺の植樹を通じた水環境教育 （酪農を学ぶ高校生による水環境保全への取組み）	北海道別海高等学校 酪農経営科
文部科学大臣賞	学校	京都府	みんなの川塾 ～大手川の環境改善と流域学習～	京都府立宮津天橋高等学校 フィールド探究部
経済産業大臣賞	企業	静岡県	水アクセスの改善が必要な地域に安心な水を届ける ヤマハクリーンウォーターシステム	ヤマハ発動機株式会社
市民活動賞	団体	東京都	荒ぶる荒川に荒ブラ団あり！？ 荒川クリーンエイドこれまでの30年、これからの30年	特定非営利活動法人 荒川クリーンエイド・フォーラム
審査部会特別賞	学校	新潟県	下水道から広がる環境教育 ―Z世代とはじめる廃棄物のない世界へ―	Gゼミ(新潟法律大学校) 下水道広報ゼミ
奨 励 賞	団体	宮城県	北上川河口域のヨシ原と文化の保全・創出・伝承	特定非営利活動法人 りあすの森
	団体	福島県	猪苗代湖の環境保全と自然保護思想の普及向上	猪苗代湖の自然を守る会
	団体	群馬県	里山・棚田の保全と地域文化の継承と上下流交流	ＮＰＯ里山環境さなざわ・さなざわ里山だんだんの会
	学校	東京都	地域資源を活かした沖縄ダム教材の官学共同制作	沖縄ダム教材制作チーム
	企業	東京都	自然共生社会の実現に向けた産学連携による 生物多様性調査と環境教育	日立製作所 研究開発グループ 国分寺サイト バイオシステム研究部
	学校	福井県	水への恩返し～水と繊維と「すこスコーン」～	福井県立大野高等学校 JRC「結」
	団体	愛知県	藤前干潟クリーン大作戦	藤前干潟クリーン大作戦実行委員会
	学校	三重県	ネコギギの生息域外保全と普及啓発活動 ―鈴鹿川水系の環境調査22―	鈴鹿享栄学園 鈴鹿高等学校 自然科学部 鈴鹿中等教育学校 科学部
	団体	島根県	斐伊川・神戸川流域環境マップづくり	NPO法人 しまね体験活動支援センター
2025日本ストックホルム青少年水大賞　（応募総数13件）				
各　　賞	活動主体	都道府県	活動の名称	活動主体の名称
大　　賞	学校	沖縄県	宮古島の命の源である地下水を化学農薬汚染から守る研究	沖縄県立宮古総合実業高校 環境班
審査部会特別賞	学校	大分県	水車で創る再生可能エネルギーで通学路の夜道を照らす取り組み	大分県立大分工業高等学校 DAIKO水車プロジェクトチーム
※今回、国際貢献賞は、ございませんでした。				

１－５　河川に関する図書等の刊行等　【収益事業】

(1)　図書の出版等

過去からの河川事業に関する通達等のデータベースである「令和 6 年度版河川事業関係例規集」と、河川関係の最新の各種データをコンパクトに取りまとめた「2024 河川ハンドブック」を刊行・販売しました。「河川事業関係例規集」については、ペーパーレス化の流れ等の観点から引き続き DVD 版(DVD に PDF ファイルを収録)も刊行しました。

⑵　受託調査・研究

令和６年度においては、収益事業としての受託調査・研究は行いませんでした。

１－６　会員活動への助成、会員への情報誌会報「河川文化」の配布、河川関係諸団体の活動への支援【会員活動助成等事業】

⑴　会員活動への助成等

二種正会員（個人）を中心に府県単位で設立されている団体の運営を支援するために、令和６年度には13団体のうち申請のあった10団体に対して運営経費の一部を助成しました。また、二種正会員（個人）による川をテーマにした自主的な調査・研究などの活動を支援するために、令和６年度は４つのサークルに対して活動経費の一部を助成しました。

さらに、10 月 24 日（木）砂防会館別館 3F「六甲」において会員団体連絡会を開催し、全国から 13 団体が参加して活発な意見の交換を行いました。翌日には首都圏外郭放水路を訪問し、関東地方整備局江戸川河川事務所のアテンドのもと、その役割や機能について理解を深めるとともに、治水対策の重要性についての認識を一層高めました。

⑵　会員に対する情報誌会報「河川文化」の発行・配布

会報「河川文化」は、「川における様々な文化」をテーマに全国各地からの情報を発信する会員向けの情報誌として、平成９年の河川法改正、二種(個人)会員制度の創設とともに平成 10 年４月より、年４回発行しています。

会員(海外も含む)と併せ、図書館、博物館、資料館等に毎号 約 4,000 部を配布しています。

令和５年 12 月発行の第 104 号より一部誌面のカラー化を図りました。

当協会の HP では創刊以来の全ての記事を検索できる検索システムにより、アーカイブとして有効活用ができるようにしています。

発行月	号数	特集名	シリーズ/河川文化を語る	執筆者
令和６年６月	第 106 号	川の風物詩　夏	川面に映る花火	河野晴行氏他
９月	第 107 号	川の風物詩　秋	鮭の今昔	市村政樹氏他
12 月	第 108 号	川の風物詩　冬	冬の水辺の鳥景色	樋口広芳氏他
令和７年３月	第 109 号	川と小京都	小京都～京都ゆかりのまち～	佐川美加氏他

⑶　河川関係諸団体の活動への支援

NPO 法人「川に学ぶ体験活動協議会」等の活動を支援しました。

⑷　会員へのメールマガジンの送付

令和２年６月よりメールアドレスを登録いただいている会員の皆様に、毎週初めに最新の河川行政の動きと河川に関する情報や河川協会からのお知らせをコンパクトにまとめたメールマガジンを配信しています。

⑸　有識者による講演会の開催（会場参集型の説明会＋後日の WEB 配信）

水管理・国土保全局の予算説明について会員をメインに広く一般にも配信しました。

9月：令和7年度国土交通省水管理・国土保全局関係　予算概算要求説明会
2月：令和7年度国土交通省水管理・国土保全局関係　予算概要説明会

2．正会員の入退会数及び現在の正会員数

一種正会員（地方公共団体等）、二種正会員（個人）、三種正会員（法人及び団体）の入退会数及び令和6年度末現在の正会員数は、次表のとおりです。

（令和7年3月31日）

会員の区分	前年度末	入会数	退会数	現在数	摘要
一種正会員	147	0	0	147	地方公共団体等
二種正会員	2,121	80	134	2067	個人
三種正会員	430	13	4	439	法人・団体
計	2,698	93	138	2,653	

3．社員総会、理事会及び常任理事会の開催

3－1　社員総会

第79回　定時社員総会　　開催日　令和6年6月4日

東京都千代田区平河町の砂防会館シェーンバッハ・サボーで開催し、甲村謙友会長の開会挨拶の後、国土交通省の廣瀬昌由水管理・国土保全局長から来賓祝辞をいただきました。

続いて令和6年河川功労者表彰式を開催し、河川功労者（個人65名、団体33団体）のうち、当日出席された個人・団体それぞれに甲村会長より表彰状と記念品を贈り、その他の表彰者に対しては、推薦者等を通じて表彰状と記念品を贈りました。

次に特別講演を開催し、西村 卓也 氏（京都大学防災研究所教授）から、「我が国の地震研究の最前線 ～能登半島地震のメカニズムと地震長期予測～」との演題で講演をいただき、後日、協会のホームページで配信（オンデマンド）しました。

講演終了後、社員総会を開会し、事務局から正会員の出席状況について、定款第19条の規定に基づく定足数を満たしており、社員総会が成立していることを報告した後、定款第18条の規定に基づき会長が議長となって議事に入りました。(1)令和5年度事業報告、事業報告の付属明細書の報告の件、(2)令和5年度貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書、財産目録の承認を求める件、(3)令和6年度事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みの報告の件、(4)理事及び監事の選任について決議を求める件について、(1)及び(3)は報告し、(2)については採決を行い過半数の賛成により原案のとおり承認することが決議されました。(4)については議決権行使書面による賛成が過半数を超えており、更に、社員総会において候補者を一括で決議することを諮り異議がないことを確認した上で一括採決し、次の理事23名及び監事2名全員が選任されました。

理事　淺枝　　隆　　岡本　正男　　楓　　千里　　神達　岳志　　甲村　謙友
酒井　公生　　佐藤　年緒　　清治　真人　　曽小川久貴　　高橋　健文
田代　民治　　中村　太士　　三井　元子　　村田　和夫　　山田　　正
志賀　文夫　　（以上再任）

小島　　茂　　下市　幸平　　水頭　顕治　　杉浦未希子　　鈴木　善友
矢野　克己　　高村　裕平　　（以上新任）

監事　津野　三夫　　望月　常好　　（以上再任）

３－２　理事会

(1)　理事会（令和６年度第１回）　　開催日　令和６年５月９日

東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及びWEB会議システムを用いて開催し、定款第39条の規定に基づき甲村会長が議長となって議事に入り、(1)社員総会の招集にあたって定める事項について理事会の決議を求める件、(2)社員総会提出議案について承認を求める件、(3) 会員の入会の承認を求める件、(4)参与の委嘱について諮り、全ての議案について決議又は承認されました。

(2)　理事会（令和６年度第２回）　　開催日　令和６年６月４日

定時社員総会において理事・監事が選任されたことにより、定款25条第3項の規定に基づき、会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事の選定のため、東京都千代田区平河町の砂防会館別館で開催し、高橋健文理事が仮議長となり会長の選定が行われ、甲村謙友理事が全会一致で選定され、定款39条の規定に基づき甲村会長が議長となって、副会長、専務理事、常務理事、常任理事の選定が行われ、次のとおり決定し、結果を総会出席会員に報告しました。

会　長	甲村　謙友	常任理事	淺枝　　隆
副会長	高橋　健文	常任理事	岡本　正男
副会長	山田　　正	常任理事	小島　　茂
		常任理事	清治　真人
		常任理事	曽小川久貴
専務理事	高村　裕平	常任理事	田代　民治
常務理事	志賀　文夫	常任理事	村田　和夫

(3)　理事会によるみなし決議　　決議があったとみなされた日　令和６年７月３日

令和6年6月27日付け河協発第37号で、甲村会長から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「会員の入会の承認」について提案書を発送し、当該提案につき令和6年7月3日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第42条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(4)　理事会によるみなし決議　　決議があったとみなされた日　令和６年９月26日

令和6年9月19日付け河協発第43号で、甲村会長から、理事及び監事の全員に対

して、理事会の決議の目的である事項「会員の入会の承認」について提案書を発送し、当該提案につき令和6年9月26日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第42条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(5) 理事会（令和6年度第3回）　　開催日　令和6年11月28日

東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及びWEB会議システムを用いて開催し、(1)「会員の入会の承認」、(2)「定款第31条の利益相反契約の承認」について諮り、承認されました。また、代表理事及び業務執行理事より職務の執行状況の報告がなされました。

(6) 理事会によるみなし決議　　決議があったとみなされた日　令和7年 2 月13日

令和7年1月28日付け河協発第5号で、甲村会長から、理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項「会員の入会の承認」について提案書を発送し、当該提案につき令和7年2月13日までに、理事の全員から承認する旨の同意を、また、監事から異議がない旨の回答を得たので、定款第42条に基づき、当該提案を承認する旨の理事会の決議があったものとみなされました。

(7) 理事会（令和6年度第4回）　　開催日　令和7年 3 月26日

東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及びWEB会議システムを用いて開催し、(1)「令和7年度事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込み」、(2)「会員の入会の承認」、(3)「令和 7 年河川功労者表彰者の決定」、(4)「定款第３１条の利益相反契約の変更承認」について諮り、承認されました。また、代表理事及び業務執行理事より職務の執行状況の報告がなされました。

３－３　常任理事会

(1) 常任理事会　（令和6年度第1回）　　開催日　令和6年 9 月18日

東京都千代田区麹町の日本河川協会会議室及びWEB会議システムを用いて開催し、「会員の入会可否について」審議しました。

(2) 常任理事会によるみなし決議

甲村会長から、常任理事会理事の全員に対して、常任理事会の決議の目的である事項「会員の入会の可否について」の提案書を発送し、各提案につき、下記年月日までに、常任理事の全員からの同意を得たので、定款第42条に基づき、当該各提案を承認する旨の常任理事会の決議があったものとみなされました。

提案日	決議があったとみなされた日
令和6年 4 月22日	令和 6 年 4 月26日
令和6年 6 月20日	令和 6 年 6 月26日
令和6年11月21日	令和 6 年11月27日
令和7年 1 月20日	令和 7 年 1 月24日
令和7年 3 月19日	令和 7 年 3 月25日

○　受取寄附金の内訳

正味財産増減計算書内訳表に記載した公益目的事業の区分ごとの受取寄附金の額と寄付していただいた皆様は下表のとおりです。
心から御礼を申し上げます。

事業区分	公５　表彰・コンクール事業	受取寄附金の額	19,000,000 円
寄附者			
いであ　株式会社　様			2,000,000 円
応用地質　株式会社　様			2,000,000 円
共和コンクリート工業　株式会社　様			1,000,000 円
株式会社　建設技術研究所　様			3,000,000 円
株式会社　東京建設コンサルタント　様			3,000,000 円
日本工営　株式会社　様			3,000,000 円
パシフィックコンサルタンツ株式会社　様			3,000,000 円
八千代エンジニヤリング株式会社　様			2,000,000 円
事業区分	共　　通	受取寄附金の額	1,076,000 円
寄附者			
(一財)ダム技術センター	(株)大栄建設	(株)阿部工務店	
東豊開発コンサルタント(株)	天野産業(株)	日建工学(株)	
(株)建設技術コンサルタント	黒田整地開発(株)	中央開発(株)	
(株)東コンサルタント	(株)皆川組	(株)佐藤組	
加藤組(株)			
(順不同)			
兪　朝夫　様	瀬川光太郎様	村田和夫　様	村上由高　様
石井弓夫　様			
和里田義雄様	前田啓治　様	小野秀雄　様	髙木啓輔　様
千島　卓　様			
井原邦明　様	川﨑正彦　様	福岡捷二　様	塩﨑貞夫　様
高野　登　様			
本田秀樹　様	五十島文栄様	谷川祐二　様	中原　靖　様
清水　佐　様			
及川拓治　様	藤山秀章　様	黒川純一良様	
(順不同)			
合計			20,076,000 円

令和６年度 事業報告の附属明細書

公益社団法人 日本河川協会

事業報告には記載しなかった「地球温暖化適応策に関する基礎的な資料一覧」を事業報告の附属明細書に記載します。

地球温暖化適応策に関する基礎的な収集資料一覧は以下のとおりです。

詳細は、ホームページをご覧下さい。

2401　今後の気象メカニズム研究の促進に寄与することを意図してカリブ海の海綿を用いて過去300年間の海水温の推移を分析・提示し既存の海水温データの不備を指摘している論文

2402　建築物の脱炭素対策について新技術普及によるコスト低減や雇用機会の創出など諸データを把握しつつ時間軸を意識して進めるという適応策においても参考となる米DoEのレポート

2403　経済環境の短期的変動と地球環境の長期的かつ不確実な変化の調和が基本的な課題であると読み取れる企業の気候変動対策の情報開示ルールに関する米SECの膨大なレポート

2404　幅広い課題について写真や図を用いて分かりやすく説明しているものの電気設備対策に今後の進化・充実が望まれる洪水・高潮に関するニューヨーク地下鉄の適応計画

2405　急速に進行するタイプの干ばつについて土壌水分や蒸発散データ等を用いて流域単位で抽出した上で進行速度等に関する過去40年間の変動傾向を世界全体にわたって分析した論文

2406　衛星データを用いて南極Thwaits氷河の潮汐による動き等を詳細に分析して温かい海水の影響が従来想定より広範囲に及ぶメカニズムを確認し予測モデルの修正を促している論文

2407　適応策に関するキーワード表を掲げるとともに総合的長期的な視点のもとでガバナンスを含め適応策のあり方を転換すべきであるとしている第5次全米気候評価報告書第31章適応策編

2408　EU内の災害実態や現状の取組事例を多数紹介しつつ人の健康という視点から洪水、渇水、水質に関する適応策の課題等について幅広くとりまとめている欧州環境庁のレポート

2409　ハリケーンが襲来し酷暑を避ける日陰の激減によってカリブ海の小島のサル社会に行動変容が起こり相互の距離が縮まり寿命も伸びたとの人間社会との相違も含め示唆に富んだ論文

2410　適応策の将来に関係する出生率向上について様々な各国データを整理・検討した結果を踏まえると個人の生きがいと地域社会の両立が重要課題であると読み取れるOECDのレポート

2411　想定最大降雨についての過去の取り組みや課題等を列記した上で今後は気候モデルを活用し基本的な考え方も見直すべきであるとしてNOAAに向けて提言している米NASのレポート

2412　気候モデルに用いられている層積雲中の水滴粒径分布の設定が航空機による計測結果と異なることを指摘し気候モデルの降雨量算出誤差を削減するための方向性を示している論文

2413　洪水や熱波を対象に数多くの団体によるレポートや意見交換等を踏まえてガバナンスといった基本課題から個々の課題まで幅広く記述しているロンドン市の委員会による適応策提言

2414　金融機関が用いる気候変動シナリオモデルはリスクを過小評価しているとの指摘の内容から複雑で不確実性が高いシステムのガバナンスが最重要課題であると読み取れるレポート

2415　高潮の適応策には個々の沿岸潮位変化のメカニズムを踏まえ観測と予測の乖離状況を把握することが重要であるとして予測モデルを含めた課題を整理し今後の方向性を提示した論文

2416　各国の緩和策の政策と結果の関係を分析し複数政策の組み合わせや進捗段階に応じた政策内容の変更が効果的であることなど適応策の政策検討においても参考となる論文

2417　多分野の研究者や行政などが参加した気候変動の精神影響研究体制づくりを目指しNature 誌と組んだ委員会として今後の進め方等を記述しているコメント

2418　エルニーニョの規模やサイクル期間の増大を指摘しつつ CO_2 増加に伴う気候変動が約 2 億 5 千万年前の大量絶滅をもたらしたメカニズムを考察している論文

2419　海面上昇影響研究等を踏まえ淡水不足や洪水に対して強靭な国土とするためには土地利用のあり方を根本的に見直す必要があるとしたオランダのデルタ・プログラム 2024 年版レポート

2420　現在の延長線上の治水・利水対策は海面上昇の進展とともに如何に実施困難となるかを具体的なデータで示している上記レポート（2419）関連の海面上昇研究プログラム中間報告

2421　5m の海面上昇では 3 方針（Accommodate, Protect, Seaward）の対策検討結果のいずれもが多大の困難を伴い土地利用のあり方が課題であるとした上記レポート（2419）関連のレポート

2422　2024 年 4 月から 5 月にかけてのブラジル南部の洪水による被災者への精神影響に関する調査についての報告とともに適応策のあり方への示唆とも受け取れる内容を列記している記事

2423　世界中で研究中の気候変動による精神影響について米国内の若者に焦点を当てて調査するとともに対応には大学や学校、コミュニティーや家庭などの役割が重要と指摘している論文

2424　地域間や地域内の格差という視点から自然災害による影響の違いを概観した上で様々な緩和策の効果を整理しており適応策にも参考となると思われる OECD のワーキングペーパー

2425　ハリケーン等の発生数等の平均的な増加よりも年ごとのバラツキの増大の方が社会的影響が重大であるとして気候変動下の豪雨等の変化の捉え方に重要な示唆を与えている論文

2426　上流の小流域流量の増加が相対的に著しいのではとの問題意識から衛星観測などに基づき世界の約 3 百万河川の 30 年間超の日流量を分析し小河川流量の増加傾向を裏付けた論文

2427　超長期間に及ぶ海面上昇に対して直近の対策とともにトリガーを設定して次の対策に着手するなど時間軸を意識した米サンフランシスコ湾周辺自治体などに向けた適応策ガイドライン

2428　自然災害は地域に決定的な影響を与えるが適応策には広範な視点に基づく施策展開が基本であるとして流域治水の今後の課題を提示しているとも読み取れる OECD の Policy Paper

2429　極端な豪雨が増加し中小降雨が相対的に減少傾向にあることに加え渇水の後に洪水といった極端な気象のブレが顕著になってきたことを観測・予測の両面から指摘したレビュー論文

2430　海面上昇を念頭に置きながら南極の氷床・棚氷・海氷などに係る最近の研究成果を丁寧に説明しているレビュー論文

2431　国内外の政治的分断や紛争など幅広い視点から気候変動を捉える必要があるとして自然災害だけでなく社会的政治的な課題についても記述しているドイツ政府関与のレポート

2432　被災者支援内容増大と支援側人手不足を踏まえ安全な仮設住宅又は移住先用地の事前確保や公営住宅活用など住宅政策を組み込んだ適応策が必要としたオーストラリアのレポート

2433　頻発化激甚化してきた山火事について山林等管理放棄や土壌を核とした自然のシステムの崩壊による様々な悪影響など各国の対策とともに広範な知見を整理している OECD のレポート

議案第１号

令和６年度貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書、財産目録の承認を求める件

貸　借　対　照　表

（令和7年3月31日 現在）

（単位：円）

科　　目	当 年 度	前 年 度	増　減
Ⅰ　資産の部			
1. 流動資産			
現金、預金	34,575,415	69,091,513	△ 34,516,098
未収金（会費）	906,000	2,176,000	△ 1,270,000
未収金(調査事業等)	30,877,968	497,864	30,380,104
未収金(その他)	5,497,472	5,654,556	△ 157,084
前払金	79,400	0	79,400
社会保険料立替金	△ 12,878	△ 471,150	458,272
出版物在庫	6,813,598	3,956,287	2,857,311
貸倒引当金	△ 691,000	△ 1,219,000	528,000
流動資産合計	78,045,975	79,686,070	△ 1,640,095
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	13,862,034	10,719,109	3,142,925
運営資金積立資産	25,000,000	25,000,000	0
特定資産合計	38,862,034	35,719,109	3,142,925
(2) その他固定資産			
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律			
施行規則附則第7項に規定する共用財産である。			
同項に規定する公益目的事業の用に供する割合は62.70%。			
建物付属設備	2	2	0
什器備品	9	9	0
電話加入権	149,240	149,240	0
保証金	9,988,608	9,988,608	0
その他固定資産合計	10,137,859	10,137,859	0
固定資産合計	48,999,893	45,856,968	3,142,925
資産合計	127,045,868	125,543,038	1,502,830
Ⅱ　負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	638,971	△ 638,971
前受金(会費)	0	0	0
預り納付金	751,247	1,244,736	△ 493,489
流動負債合計	751,247	1,883,707	△ 1,132,460
2. 固定負債			
退職給付引当金	13,862,034	10,719,109	3,142,925
固定負債合計	13,862,034	10,719,109	3,142,925
負 債 合 計	14,613,281	12,602,816	2,010,465
Ⅲ　正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
2. 一般正味財産	112,432,587	112,940,222	△ 507,635
正味財産合計	112,432,587	112,940,222	△ 507,635
負債及び正味財産合計	127,045,868	125,543,038	1,502,830

正 味 財 産 増 減 計 算 書

（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

（ 単位 ; 円 ）

科　　目	当 年 度 (A)	前 年 度 (B)	増　減 (A)-(B)
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	72,668,000	72,358,000	310,000
一種正会員	25,680,000	25,680,000	0
二種正会員	12,228,000	12,528,000	△ 300,000
三種正会員	34,760,000	34,150,000	610,000
事業収益	109,707,513	112,671,545	△ 2,964,032
調査事業	41,662,548	41,277,974	384,574
ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ事業	935,500	682,000	253,500
助成事業	0	0	0
研修・セミナー事業	24,541,000	22,967,000	1,574,000
表彰・コンクール事業	28,975,000	29,431,000	△ 456,000
収益事業	13,593,465	18,313,571	△ 4,720,106
受取負担金	8,720,000	8,720,000	0
受取寄附金	20,076,000	20,220,000	△ 144,000
雑収益	29,268	253,465	△ 224,197
経常収益計	211,200,781	214,223,010	△ 3,022,229
(2) 経常費用			
事業費			
公益目的事業	162,396,203	159,635,815	2,760,388
調査事業	54,015,808	52,397,530	1,618,278
キャンペーン事業	11,796,576	11,477,491	319,085
助成事業	0	0	0
研修・セミナー事業	43,702,779	43,110,002	592,777
表彰・コンクール事業	52,881,040	52,650,792	230,248
収益事業等	24,998,345	28,180,743	△ 3,182,398
収益事業	13,455,538	17,164,006	△ 3,708,468
会員活動助成等事業	11,542,807	11,016,737	526,070
事業費計	187,394,548	187,816,558	△ 422,010
管理費	24,313,868	23,784,326	529,542
経常費用計	211,708,416	211,600,884	107,532
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 507,635	2,622,126	△ 3,129,761
基本財産評価損益等			
特定資産評価損益等			
投資有価証券評価損益等			
評価損益等計			
当期経常増減額	△ 507,635	2,622,126	△ 3,129,761
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
(2) 経常外費用			
当期経常外増減額			
他会計振替額			
当期一般正味財産増減額	△ 507,635	2,622,126	△ 3,129,761
一般正味財産期首残高	112,940,222	110,318,096	2,622,126
一般正味財産期末残高	112,432,587	112,940,222	△ 507,635
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
Ⅲ　正 味 財 産 期 末 残 高	112,432,587	112,940,222	△ 507,635

正味財産増減計算書内訳表（1/2）

（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：円）

科目	公益目的事業会計							収益事業等会計				法人会計	合計
	公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
	調査事業	ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ事業	助成事業	研修・ｾﾐﾅｰ事業	表彰・ｺﾝｸｰﾙ事業			収益事業	会員活動助成等事業				
Ⅰ一般正味財産増減の部													
1．経常増減の部													
（1）経常収益													
受取会費						36,334,000	36,334,000					36,334,000	72,668,000
一種正会員						12,840,000	12,840,000					12,840,000	25,680,000
二種正会員						6,114,000	6,114,000					6,114,000	12,228,000
三種正会員						17,380,000	17,380,000					17,380,000	34,760,000
事業収益	41,662,548	935,500		24,541,000	28,975,000		96,114,048	13,593,465			13,593,465		109,707,513
調査事業	41,662,548						41,662,548						41,662,548
キャンペーン事業		935,500					935,500						935,500
助成事業							0						0
研修・ｾﾐﾅｰ事業				24,541,000			24,541,000						24,541,000
表彰・ｺﾝｸｰﾙ事業					28,975,000		28,975,000						28,975,000
収益事業								13,593,465			13,593,465		13,593,465
受取負担金		6,720,000			2,000,000		8,720,000						8,720,000
受取寄附金					19,000,000	1,076,000	20,076,000						20,076,000
雑収益								0			0	29,268	29,268
受取利息収入												468	468
その他収入								0			0	28,800	28,800
経常収益計	41,662,548	7,655,500		24,541,000	49,975,000	37,410,000	161,244,048	13,593,465			13,593,465	36,363,268	211,200,781
（2）経常費用													
事業費	54,015,808	11,796,576		43,702,779	52,881,040		162,396,203	13,455,538	11,542,807		24,998,345		187,394,548
役員報酬	6,163,740	1,033,200		5,114,940	5,928,990		18,240,870	317,910	951,300		1,269,210		19,510,080
給料手当	13,308,920	1,010,802		17,924,692	6,559,428		38,803,842	1,532,888	2,207,887		3,740,775		42,544,517
退職給付費用	795,825	120,173		988,252	570,454		2,474,704	147,085	95,460		242,545		2,717,249
福利厚生費	112,745	10,312		114,656	77,341		315,054	10,923	6,684		17,607		332,661
通勤手当	570,876	67,397		973,211	244,434		1,855,918	109,615	41,529		151,144		2,007,062
旅費交通費	407,308	11,376		134,648	6,535,474		7,088,806	12,050	1,945,641		1,957,691		9,046,497
通信運搬費	4,405,721	25,703		594,219	390,914		5,416,557	656,930	16,660		673,590		6,090,147
減価償却費	0	0		0	0		0	0	0		0		0
消耗品費	565,549	51,009		567,147	1,571,056		2,754,761	54,032	33,062		87,094		2,841,855
印刷製本費	15,835,267	3,695,850		2,378,460	5,110,766		27,020,343	9,767,764	3,567,391		13,335,155		40,355,498
賃借料	4,129,549	377,702		4,199,494	2,832,770		11,539,515	400,085	244,807		644,892		12,184,407
速記代	0	0		0	179,630		179,630	0	0		0		179,630
社会保険料負担金	2,831,774	295,679		3,359,444	1,345,220		7,832,117	291,747	213,314		505,061		8,337,178
会場費	114,870	0		1,945,460	1,242,318		3,302,648	0	128,150		128,150		3,430,798
諸謝金	2,260,000	0		70,000	2,446,690		4,776,690	0	399,000		399,000		5,175,690
委託費	280,000	484,000		3,632,860	10,150,800		14,547,660	0	0		0		14,547,660
支払負担金	0	4,450,000		0	100,000		4,550,000	0	397,000		397,000		4,947,000
支払助成金	0	0		0	0		0	0	1,280,380		1,280,380		1,280,380
褒賞	0	0		0	5,724,700		5,724,700	0	0		0		5,724,700
租税公課	1,787,869	140,937		1,401,842	970,608		4,301,256	130,744	0		130,744		4,432,000
諸費	445,795	22,436		303,454	899,447		1,671,132	23,765	14,542		38,307		1,709,439

正味財産増減計算書内訳表(2/2)

（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位:円）

科目	公益目的事業会計							収益事業等会計				法人会計	合計
	公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	他1	共通	小計		
	調査事業	ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ事業	助成事業	研修・ｾﾐﾅｰ事業	表彰・ｺﾝｸｰﾙ事業			収益事業	会員活動助成等事業				
管理費												**24,313,868**	**24,313,868**
役員報酬												3,829,920	3,829,920
給料手当												5,219,015	5,219,015
退職給付費用												425,676	425,676
福利厚生費												49,269	49,269
通勤手当												287,278	287,278
旅費交通費												54,354	54,354
通信運搬費												122,805	122,805
減価償却費												0	0
消耗品費												243,711	243,711
印刷製本費												298,849	298,849
賃借料												1,804,579	1,804,579
社会保険料負担金												1,315,467	1,315,467
諸謝金												220,000	220,000
会員管理費												6,280,547	6,280,547
交際費												89,907	89,907
総会・理事会費												3,274,297	3,274,297
会議費												0	0
諸費												107,194	107,194
貸倒引当金												691,000	691,000
経常費用計	**54,015,808**	**11,796,576**	**0**	**43,702,779**	**52,881,040**	**0**	**162,396,203**	**13,455,538**	**11,542,807**		**24,998,345**	**24,313,868**	**211,708,416**
評価損益等調整前当期経常増減額	**△ 12,353,260**	**△ 4,141,076**	**0**	**△ 19,161,779**	**△ 2,906,040**	**37,410,000**	**△ 1,152,155**	**137,927**	**△ 11,542,807**		**△ 11,404,880**	**12,049,400**	**△ 507,635**
基本財産評価損益													
特定資産評価損益額													
投資有価証券評価損益等													
評価損益等計													
当期経常増減額	**△ 12,353,260**	**△ 4,141,076**	**0**	**△ 19,161,779**	**△ 2,906,040**	**37,410,000**	**△ 1,152,155**	**137,927**	**△ 11,542,807**		**△ 11,404,880**	**12,049,400**	**△ 507,635**
2. 経常外増減の部													
(1)経常外収益													
(2)経常外費用													
当期経常外増減額													
他会計振替額						**0**	**0**	**0**			**0**		
当期一般正味財産増減額	**△ 12,353,260**	**△ 4,141,076**	**0**	**△ 19,161,779**	**△ 2,906,040**	**37,410,000**	**△ 1,152,155**	**137,927**	**△ 11,542,807**		**△ 11,404,880**	**12,049,400**	**△ 507,635**
一般正味財産期首残高													**112,940,222**
一般正味財産期末残高													**112,432,587**
Ⅱ指定正味財産増減の部													
Ⅲ正味財産期末残高													**112,432,587**

貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

1. 特定資産の明細

財務諸表に対する注記において記載している。

2. 引当金の明細

(1) 退職給付引当資産

財務諸表に対する注記において記載している。

(2) 貸倒引当金

貸倒引当金の明細は下表の通りである。

科　　目	当期末残高
経常収益	
受取会費	684,000
調査事業	7,000
収益事業	0
合　　計	691,000

財　産　目　録

（令和7年3月31日 現在）

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額（ 円 ）
Ⅰ　資産の部			
1. 流動資産			
現　金	手元保管	運転資金として	128,252
預　金	普通預金	運転資金として	34,447,163
	みずほ銀行町村会館出張所支店		
	三井・住友銀行麹町支店		
	ゆうちょ銀行半蔵門駅前支店		
未収金（会費）	会員会費に対する未収金	一種、二種、三種会員会費に関する未収金	906,000
未収金（調査事業等）	調査事業、助成金等に対する未収金	調査事業、助成金等に関する未収金	30,877,968
未収金（その他）	河川講読料、図書販売等に対する未収金	雑誌河川講読料、図書販売等に関する未収金	5,497,472
前払金	講習会に対する前払金	講習会の会場費等の前払金	79,400
社会保険料立替金	社会保険料に対するもの	社会保険料の立替金	△ 12,878
出版物在庫	出版物に対するもの	出版物図書等の在庫	6,813,598
貸倒引当金	会員会費、雑誌河川、図書出版に対するもの	一・二・三種会費、雑誌河川、図書出版の回収不能額	△ 691,000
流動資産合計			78,045,975
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	役職員の退職給付に対するもの	役職員6名に対する退職給付の支払に備えたもの	13,862,034
	普通預金　みずほ銀行町村会館出張所支店		
運営資金積立資産	運営に必要な資金に備えたもの	運営に必要な資金積立金	25,000,000
	普通預金　みずほ銀行町村会館出張所支店		
特 定 資 産 合 計			38,862,034
(2) その他固定資産			
（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則附則第7項に規定する共用財産である。同項に規定する公益目的事業の用に供する割合は62.70%。）			
建物付属設備	事業に供する建物付属設備に対するもの	建物付属設備(OAﾌﾛｱｰ、空調設備等)	2
	千代田区麹町2丁目6番地5　麹町E.C.Kビル3階		
什器備品	事業に供するためのもの	事業に供する什器・備品等	9
電話加入金	事業に供する電話加入権に対するもの	事業に供する電話債券	149,240
保証金	事業に供する建物の賃借に対する保証金	事業に供する建物の賃借に対する保証金	9,988,608
	千代田区麹町2丁目6番地5　麹町E.C.Kビル3階		
その他固定資産合計			10,137,859
固定資産合計			48,999,893
資　産　合　計			127,045,868
Ⅱ　負債の部			
1. 流動負債			
未払金	事業全般に対するもの	印刷費、発送費、その他の未払に対するもの	0
前受金	二種会費に対するもの	二種会費の前受金	0
預り納付金	所得税、社会保険料に対するもの	所得税、謝金等の源泉徴収税、社会保険料の預り金	751,247
流動負債合計			751,247
2. 固定負債			
退職給付引当金	役職員の退職給付に対するもの	役職員6名に対する退職給付の支払に備えたもの	13,862,034
固定負債合計			13,862,034
負 債 合 計			14,613,281
正 味 財 産			112,432,587

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1)棚卸資産の評価基準及び評価方法

原価による。

(2)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は定額法による。

(3)引当金の計上基準

退職給付引当金として、期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上。

貸倒引当金として、経常収益のうち受取会費については前年度の未収金のうち当年度に回収不能であった額ならびに当年度に退会処理した額を、調査事業ならびに収益事業については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上している。

(4)消費税等の会計処理について

消費税の会計処理は、税込方式による。

2. 特定資産の増減額及びその残高

科　　目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	10,719,109	3,142,925	0	13,862,034
運営資金積立資産	25,000,000	0	0	25,000,000
合　　計	35,719,109	3,142,925	0	38,862,034

3. 特定資産の財源の内訳

科　　目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)
特定資産			
退職給付引当資産	13,862,034	0	13,862,034
運営資金積立資産	25,000,000	0	25,000,000
合　　計	38,862,034	0	38,862,034

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

科　　目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物付属設備	6,201,300	6,201,298	2
什器備品	2,983,115	2,983,106	9
合　　計	9,184,415	9,184,404	11

5. そ の 他

(1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則附則第7項に規定する共用財産については、貸借対照表及び財産目録に、その旨及び公益目的事業の用に供する割合を記載している。なお、公益目的事業の用に供する割合は、これを確定させるため、移行認定申請書において記載した数値をもとに算出したものを用いている。

(2) 出版物在庫の増減に相当する額については経常費用の印刷製本費に計上し、在庫の増に相当する額はこれを減算し、減に相当する額はこれを加算している。

(3) 社会保険料立替金については、相当以前に錯誤があり、前期まで△40数万円を計上してきたが、今期において是正し、正しい期末残高を計上している。

監　査　報　告　書

公益社団法人日本河川協会
　　会長　甲村　謙友　殿

令和７年４月２２日

公益社団法人日本河川協会
監　事　望月常好

公益社団法人日本河川協会
監　事　津野三夫

私たち監事は、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの事業年度の事業及び会計を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

２．監査意見

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二　理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

報告第２号

令和７年度　事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みの報告の件

令和７年度 事業計画書

公益社団法人 日本河川協会
自　令和７年４月１日
至　令和８年３月31日

令和７年度も、日本河川協会は、公益社団法人として社会に貢献すべく、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査、研究並びに河川整備及び河川関係諸活動への支援等を通じて、河川を取り巻く情報の発信・共有・蓄積に関するさまざまな事業を展開していきます。

１　河川に関する新たな知見や情報などの調査・資料収集を行い、広く一般に成果を公表する事業［調査事業］

⑴　「河川文化を語る会」の開催

「河川文化を語る会」を東京及び地方都市にて４回開催を予定します。

⑵　地球温暖化適応策に関する調査、資料収集

地球温暖化適応策に関する基礎的な資料収集を行います。

また、水災害の頻発化・激甚化に加え、人口減少や高齢化、さらにはエネルギー・産業構造の変化など、社会全体が大きく変化していく将来に備えた適応策検討体制づくりを念頭に置きつつ、将来世代のための防災教育への支援を通じた体制づくりについて基礎的な検討を進めます。このため、今までに実施してきた防災教育に関する中学校教員アンケート結果や学識者・政府などの考え方を整理し、防災教育支援情報システムの検討に係る今後の方向性の案とともにとりまとめ、「防災教育の今は・・・？～その 12～」として公表します。さらに、幅広い方々からご意見等をいただいて検討を深めます。

⑶　月刊誌「河川」の発刊

月刊誌「河川」は、河川に関わる最新の諸情報を広く提供・発信する役割を担うとともに、過去の発刊分が昭和初期から現在に至るまでの河川事業や河川行政の歴史などに関する貴重なナレッジストックとして活用されるなど、行政関係者、研究者、学生、一般の方々等から高い評価を得ています。

令和 7 年度においてもその内容の一層の充実に努めていきます。また、カラーPDF版（会員がインターネットで閲覧可能）の提供を引き続き実施します。

＜令和７年度の特集テーマ＞（予定）

「令和７年度予算」(4 月)、「大河川の歴史（第 24 回）球磨川」(5 月)、「土砂災害防止法 25 年のあゆみ」(6 月)、「河川環境行政のあゆみ」(7 月)、8 月以降は未定。

⑷　河川に関する情報の資料収集・整理と広報資料の作成

河川に関する様々な情報（災害の発生状況、治水事業の重要性や制度・施策・効果等）や資料を収集・整理し、幅広い普及や社会的な理解を促進するための的確な情報発信方策について検討し、広報資料を作成します。

⑸　河川行政史に関する調査

「個人の記憶を、共有の記録に」との基本的な考え方の下で、過去の河川行政における出来事などに関して、収集した資料や当時の担当者へのインタビュー等を通じて記録としてとりまとめます。

令和７年度は、昨年度に引き続き、「東日本大震災における国土交通省の取り組み」について資料収集を行います。

２　河川関連キャンペーン（「川の日」キャンペーン、日本水大賞、水防演習、河川愛護月間、水の週間等）への参画及び支援を行い、安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するための啓発活動を広く一般に向けて行う事業［キャンペーン事業］

⑴　「川の日」記念行事の支援

引き続き、「川の日」実行委員会が実施する「川の日」（7 月 7 日）の記念行事を事務局として支援します。

⑵　その他の河川関係キャンペーンへの参画・支援

全国の水防演習の場における広報活動、河川愛護月間キャンペーンへの支援等を実施します。

３　河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催及び支援により、専門的知識の普及や人材育成を行う事業［研修・セミナー事業］

⑴　セミナーの開催

水防に関する制度・法律等をテーマにした「水防研修」、河川管理・訴訟等をテーマにした「河川管理研修」、 河川に関する最新の施策等をテーマにした「河川講習会」を集合及び WEB 併用で開催し、専門的知識の普及を図ります。

これらの開催にあたっては、ホームページへの掲載、メールマガジン等により参加者を広く公募するとともに、関係機関・団体等に対し周知を図り、参加者の拡大に努めます。

・水防研修　　集合　令和７年 4 月 30 日（水）
　　WEB　令和７年 5 月 23 日（金）～ 6 月 20 日（金）29 日間
・河川管理研修　　令和７年 10 月（予定）
・河川講習会　　令和８年 2 月（予定）

⑵　地域河川管理技術向上への支援

河川管理施設の老朽化、行政機関における河川管理に携わる技術者数の減少等が進行する状況の中で、河川の有する機能を適切に保全していく取り組みが重要になってきて

います。そのため、河川の維持管理に関する専門技術を認定する「河川技術者資格制度」の運営を支援します。

4　河川に関する功労者表彰、コンクールの実施及び支援により、不特定多数の利益の増進に寄与する諸活動等を顕彰する事業［表彰・コンクール事業］

⑴　河川功労者表彰

昭和 24 年に制度を創設して以来、治水、利水、環境の観点はもとより、歴史・文化、河川愛護、国際貢献、学術研究、地域振興等の観点から、広く社会に対して功績のあった方々や団体に対する表彰を行ってきました。

令和 7 年も定時社員総会において表彰を行う予定です。

⑵　日本水大賞・日本ストックホルム青少年水大賞

日本水大賞委員会（名誉総裁：秋篠宮皇嗣殿下）事務局を引き続き務める事としています。

第 27 回日本水大賞･2025 日本ストックホルム青少年水大賞の表彰式及び受賞活動発表会については、7 月に日本科学未来館で行う予定です。

また、2025 日本ストックホルム青少年水大賞の大賞受賞者は、現地で 8 月に開催される国際コンテスト「ストックホルム青少年水大賞」に日本代表として参加します。

第 28 回日本水大賞は 7 月 7 日に、2026 日本ストックホルム青少年水大賞は 4 月 1 日に、それぞれ募集を開始する予定です。なお、第 28 回日本水大賞の募集にあたっては、昨年同様に 4 月より告知を始めるとともに、「奨励賞」（10 団体以内）も継続し、応募への動機づけにつなげます。

5　河川に関する図書等の刊行等［収益事業］

⑴　図書の出版等

河川事業に関する通達等のデータベースである「令和 7 年度版河川事業関係例規集」と、河川関係の最新の各種データをコンパクトに取りまとめた「2025 河川ハンドブック」を刊行します。なお、「令和 7 年度版河川事業関係例規集」については、引き続き DVD 版（DVD に PDF ファイルを収録）も刊行します。

⑵　受託調査・研究

必要に応じて、収益事業としての受託調査・研究を行います。

６　会員活動への助成、会員への情報誌会報「河川文化」の配布、河川関係諸団体の活動への支援［会員活動助成等事業］

⑴　会員活動への助成

会員の親睦、交流及びサークル活動をより一層推進させるため、現在 12 の府県単位で設立されている会員組織の活動を支援するとともに、その運営に必要な経費の一部を助成します。

また、各地域において、会員が川をテーマにした自主的な研究や地域活動への参加を行うサークル活動に対して、その経費の一部を助成します。

令和 2 年以来、抑制的な活動を余儀なくされてきた地方団体の活動を支援するため助成金を増額するほか、これらの団体間の連携を図るため会員団体連絡会を開催し、更なる活性化の取り組みを進めます。

⑵　会員への情報誌会報「河川文化」の発行・配布

平成 9 年の河川法改正、二種（個人）会員制度の創設とともに発刊した会報「河川文化」は、令和 4 年 12 月に創刊から四半世紀を迎え第 100 号を刊行しました。

令和 7 年度以降も会員への情報発信季刊誌としてさらなる内容の充実を目指すとともに、過去記事の検索機能や図書館への配布等により多くの方々が活用できるようにします。

＜令和 7 年度　特集計画＞（予定）

第 110 号　　令和 7 年　6 月号　テーマ「多摩川」
第 111 号　　令和 7 年　9 月号　テーマ「川と温泉～2～」
第 112 号　　令和 7 年 12 月号　（未 定）
第 113 号　　令和 8 年　3 月号　（未 定）

⑶　河川関係諸団体の活動への支援

引き続き、河川関係諸団体の活動を支援します。

⑷　会員へのメールマガジンの送付

令和 2 年 6 月よりメールアドレスを登録いただいている会員の皆様に、毎週初めに最新の河川行政の動きと河川に関する情報や河川協会からのお知らせをコンパクトにまとめたメールマガジンを配信しています。

令和 7 年度も引き続き、会員のご意見を踏まえ、内容の充実を図り配信してまいります。

⑸　有識者による WEB 講演の配信

令和3年6月から、メールマガジンでお知らせしたうえで、会員の皆様に時宜にかなったテーマによる有識者の WEB 講演を配信しています。

令和 7 年度も引き続き、会員のご意見を踏まえ、内容の充実を図り配信してまいります。

令和7年度収支予算書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日）

（単位；円）

科　　目	令和7年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増　減 (A)-(B)	備　考
Ⅰ　一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費	**72,740,000**	**72,350,000**	**390,000**	
一種正会員	25,680,000	25,680,000	0	
二種正会員	12,300,000	12,520,000	△ 220,000	
三種正会員	34,760,000	34,150,000	610,000	
事業収益	**114,340,000**	**113,780,000**	**560,000**	
調査事業	42,659,000	42,770,000	△ 111,000	
キャンペーン事業	0	680,000	△ 680,000	
助成事業	0	0	0	
研修・セミナー事業	26,750,000	22,580,000	4,170,000	
表彰・コンクール事業	29,000,000	29,500,000	△ 500,000	
収益事業	15,931,000	18,250,000	△ 2,319,000	
受取負担金	**8,720,000**	**8,720,000**	**0**	
受取寄附金	**20,100,000**	**20,250,000**	**△ 150,000**	
雑収益	**0**	**0**	**0**	
経常収益計	**215,900,000**	**215,100,000**	**800,000**	
(2) 経常費用				
事業費				
公益目的事業	**163,897,721**	**160,804,818**	**3,092,903**	
調査事業	56,698,078	53,540,840	3,157,238	
キャンペーン事業	9,938,221	10,381,242	△ 443,021	
助成事業	0	0	0	
研修・セミナー事業	42,553,280	44,450,594	△ 1,897,314	
表彰・コンクール事業	54,708,142	52,432,142	2,276,000	
収益事業等	**27,049,790**	**29,445,062**	**△ 2,395,272**	
収益事業	14,948,295	17,784,298	△ 2,836,003	
会員活動助成等事業	12,101,495	11,660,764	440,731	
事業費計	**190,947,511**	**190,249,880**	**697,631**	
管理費計	**24,952,489**	**24,850,120**	**102,369**	
経常費用計	**215,900,000**	**215,100,000**	**800,000**	
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	
基本財産評価損益等				
特定資産評価損益等				
投資有価証券評価損益等				
評価損益等計				
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
(2) 経常外費用				
当期経常外増減額				
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
(注) 短期借入金限度額 20,000,000円				

収 支 予 算 書 内 訳 表 (1/2)

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（ 単位：円 ）

科　　目	公益目的事業会計							収益事業等会計				法人会計	合　計
	公1	公2	公3	公4	公5	共 通	小　計	収1	他1	共 通	小　計		
	調査事業	ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ事業	助成事業	研修・ｾﾐﾅｰ事業	表彰・ｺﾝｸｰﾙ事業			収益事業	会員活動助成等事業				
Ⅰ一般正味財産増減の部													
1．経常増減の部													
(1)経常収益													
受取会費						**36,370,000**	**36,370,000**					**36,370,000**	**72,740,000**
一種正会員						12,840,000	12,840,000					12,840,000	25,680,000
二種正会員						6,150,000	6,150,000					6,150,000	12,300,000
三種正会員						17,380,000	17,380,000					17,380,000	34,760,000
事業収益	**42,659,000**	**0**		**26,750,000**	**29,000,000**		**98,409,000**	**15,931,000**			**15,931,000**		**114,340,000**
調査事業	42,659,000						42,659,000						42,659,000
キャンペーン事業							0						0
助成事業							0						0
研修・ｾﾐﾅｰ事業				26,750,000			26,750,000						26,750,000
表彰・ｺﾝｸｰﾙ事業					29,000,000		29,000,000						29,000,000
収益事業								15,931,000			15,931,000		15,931,000
受取負担金		**6,720,000**			**2,000,000**		**8,720,000**						**8,720,000**
受取寄附金					**19,000,000**	**1,100,000**	**20,100,000**					**0**	**20,100,000**
雑収益													**0**
受取利息収入													0
その他収入													0
経常収益計	**42,659,000**	**6,720,000**		**26,750,000**	**50,000,000**	**37,470,000**	**163,599,000**	**15,931,000**			**15,931,000**	**36,370,000**	**215,900,000**
(2)経常費用													
事 業 費	**56,698,078**	**9,938,221**		**42,553,280**	**54,708,142**	**0**	**163,897,721**	**14,948,295**	**12,101,495**		**27,049,790**		**190,947,511**
役員報酬	6,620,310	656,640		4,223,940	5,870,250		17,371,140	326,760	1,054,290		1,381,050		18,752,190
給料手当	13,719,373	815,850		17,861,496	6,556,551		38,953,270	1,370,508	2,257,995		3,628,503		42,581,773
退職給付費用	800,795	80,000		875,015	548,495		2,304,305	124,285	101,525		225,810		2,530,115
福利厚生費	151,150	9,500		147,550	100,550		408,750	12,700	9,600		22,300		431,050
通勤手当	582,358	53,266		972,495	240,337		1,848,456	95,605	45,033		140,638		1,989,094
旅費交通費	428,127	9,310		154,599	7,307,539		7,899,575	12,446	2,209,408		2,221,854		10,121,429
通信運搬費	4,617,185	18,050		580,345	402,045		5,617,625	724,130	18,240		742,370		6,359,995
減価償却費	0	0		0	0		0	0			0		0
消耗品費	582,834	36,632		568,953	1,587,721		2,776,140	48,971	37,018		85,989		2,862,129
印刷製本費	16,101,336	2,714,080		2,384,632	5,166,552		26,366,600	11,458,928	3,544,544		15,003,472		41,370,072
賃借料	4,229,177	265,810		4,128,449	2,813,389		11,436,825	355,346	268,608		623,954		12,060,779
速記代	0	0		0	180,000		180,000	0	0		0		180,000
社会保険料負担金	3,000,610	211,668		3,341,434	1,412,037		7,965,749	239,552	242,144		481,696		8,447,445
会場費	200,000	0		1,960,000	1,250,000		3,410,000	0			0		3,410,000
謝金	2,520,000	0		80,000	2,460,000		5,060,000	0	500,000		500,000		5,560,000
委託費	900,000	500,000		3,630,000	10,780,000		15,810,000	0	0		0		15,810,000
租税公課	1,841,496	101,493		1,357,078	974,154		4,274,221	157,779			157,779		4,432,000
支払負担金	0	450,000		0	100,000		550,000	0	397,000		397,000		947,000
支払助成金	0	4,000,000		0	0		4,000,000	0	1,400,000		1,400,000		5,400,000
褒賞	0	0		0	6,070,000		6,070,000	0	0		0		6,070,000
諸費	403,327	15,922		287,294	888,522		1,595,065	21,285	16,090		37,375		1,632,440

収 支 予 算 書 内 訳 表 (2/2)

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（ 単位：円 ）

科　　目	公益目的事業会計							収益事業等会計				法人会計	合　計
	公1	公2	公3	公4	公5	共 通	小 計	収1	他1	共 通	小 計		
	調査事業	ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ事業	助成事業	研修・ｾﾐﾅｰ事業	表彰・ｺﾝｸｰﾙ事業			収益事業	会員活動助成等事業				
管　理　費												**24,952,489**	**24,952,489**
役員報酬												4,587,810	4,587,810
給料手当												5,368,227	5,368,227
退職給付費用												469,885	469,885
福利厚生費												68,950	68,950
通勤手当												305,906	305,906
旅費交通費												67,571	67,571
通信運搬費												131,005	131,005
減価償却費												0	0
消耗品費												265,871	265,871
印刷製本費												319,928	319,928
賃借料												1,929,221	1,929,221
社会保険料負担金												1,402,555	1,402,555
諸謝金												220,000	220,000
会員管理費												6,310,000	6,310,000
交際費												90,000	90,000
総会・理事会費												3,300,000	3,300,000
諸費												115,560	115,560
経常費用計	**56,698,078**	**9,938,221**		**42,553,280**	**54,708,142**	**0**	**163,897,721**	**14,948,295**	**12,101,495**		**27,049,790**	**24,952,489**	**215,900,000**
評価損益等調整前当期経常増減額	**△ 14,039,078**	**△ 3,218,221**		**△ 15,803,280**	**△ 4,708,142**	**37,470,000**	**△ 298,721**	**982,705**	**△ 12,101,495**		**△ 11,118,790**	**11,417,511**	**0**
基本財産評価損益													
特定資産評価損益額													
投資有価証券評価損益等													
評価損益等計													
当期経常増減額	**△ 14,039,078**	**△ 3,218,221**		**△ 15,803,280**	**△ 4,708,142**	**37,470,000**	**△ 298,721**	**982,705**	**△ 12,101,495**		**△ 11,118,790**	**11,417,511**	**0**
2．経常外増減の部													
（1）経常外収益													
（2）経常外費用													
当期経常外増減額													
他会計振替額								**0**			**0**		**0**
当期一般正味財産増減額	**△ 14,039,078**	**△ 3,218,221**		**△ 15,803,280**	**△ 4,708,142**	**37,470,000**	**△ 298,721**	**982,705**	**△ 12,101,495**		**△ 11,118,790**	**11,417,511**	**0**

（注）短期借入金限度額　20,000,000円

令和７年度 資金調達及び設備投資の見込みの報告の件

資金調達及び設備投資の見込みについては、該当ありません。

議案第２号

定款の変更について決議を求める件

定款の変更について決議を求める件

現在取り組んでいる会員管理システムの更新に併せ、業務の電子化・省力化・経費削減を図るべく、書面による手続きに加え電磁的方法による手続きを規定する等、所要の変更を行う。

①社員総会の招集を電子メール等で通知することを可能とする。【定款第 17 条】
②社員総会参考書類等の情報は、当協会のＨＰでの掲載によって提供することとする。【定款第 17 条の 2】
③社員総会に出席できない場合に議決権を代理行使させるにあたり、代理権の証明を電子メール等によって行うことを可能とする。【定款第 21 条】
④社員総会に出席できない場合の議決権の行使を、電子メール等により行うことを可能とする。【定款第 22 条】
⑤社員総会前日の事務負担を軽減するため、書面等による議決権の行使の期限を、総会前日以外に設定できるようにする。【定款第 22 条】
⑥社員総会、常任理事会及び理事会の議事録の押印を不要とする。【定款第 23 条、第 43 条】
⑦会員の入会の可否に係る審議は理事会に一本化し、常任理事会における審議を必須としないこととする。【定款第 36 条】
⑧公益法人会計基準の見直しに伴う書類名称の変更（「正味財産増減計算書」→「活動計算書」）を行う。【定款第 47 条、第 60 条】

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款 （案）	現行定款 （令和元年５月31日施行）
第１章　総則	**第１章　総則**
（名称） **第１条**　この法人は、公益社団法人日本河川協会（以下 「本協会」という。）と称する。	**（名称）** **第１条**　この法人は、公益社団法人日本河川協会（以下 「本協会」という。）と称する。
（事務所） **第２条**　本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。 ２　本協会は、社員総会の決議を経て、従たる事務所（以下「支部」という。）を必要な地に置くことができる。 ３　支部の組織その他に関しては、理事会の決議を経て別に定める規則に基づき当該支部が定めるものとする。	**（事務所）** **第２条**　本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。 ２　本協会は、社員総会の決議を経て、従たる事務所（以下「支部」という。）を必要な地に置くことができる。 ３　支部の組織その他に関しては、理事会の決議 を経て別に定める規則に基づき当該支部が定めるものとする。
（目的） **第３条**　本協会は、国民にとって安全かつ快適で自然豊かな河川のあり方を探求し、河川に関する情報の交流と知識の普及に努めるとともに、河川整備及び関連諸活動を支援することにより河川文化の発展に寄与し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。	**（目的）** **第３条**　本協会は、国民にとって安全かつ快適で自然豊かな河川のあり方を探求し、河川に関する情報の交流と知識の普及に努めるとともに、河川整備及び関連諸活動を支援することにより河川文化の発展に寄与し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。
（事業） **第４条**　本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。 （１）　河川に係わる個人、法人、団体、学会、行政等相互間の意見交換及び交流の場の運営 （２）　河川に関する情報の提供及び知識の普及 （３）　行政及び関係団体等への提言	**（事業）** **第４条**　本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。 （１）　河川に係わる個人、法人、団体、学会、行政等相互間の意見交換及び交流の場の運営 （２）　河川に関する情報の提供及び知識の普及 （３）　行政及び関係団体等への提言

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年５月31日施行）
（４）　安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査・研究 （５）　前号に掲げる河川を実現するために必要な河川整備及び河川愛護・水防等関連諸活動への支援・助成 （６）　河川に関する受託調査・研究 （７）　河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催 （８）　河川に関する図書その他の印刷物の刊行 （９）　河川に関する表彰、コンクールの実施及び支援 （10）国際会議、学会、協会その他本協会の目的に適合する団体への参加・協力 （11）その他本協会の目的を達成するために必要な事業 ２　前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。	（４）　安全かつ快適で自然豊かな河川を実現するために必要な調査・研究 （５）　前号に掲げる河川を実現するために必要な河川整備及び河川愛護・水防等関連諸活動への支援・助成 （６）　河川に関する受託調査・研究 （７）　河川に関するセミナー、シンポジウム、研修等の開催 （８）　河川に関する図書その他の印刷物の刊行 （９）　河川に関する表彰、コンクールの実施及び支援 （10）国際会議、学会、協会その他本協会の目的に適合する団体への参加・協力 （11）その他本協会の目的を達成するために必要な事業 ２　前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。
第２章　会員	**第２章　会員**
（種別） **第５条**　本協会の会員は、正会員及び特別会員の２種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。 （１）　正会員は、本協会の目的に賛同して入会した者で、次に掲げるものとする。 イ　一種正会員　地方公共団体及び地方公共団体で構成される団体 ロ　二種正会員　個人 ハ　三種正会員　法人及び団体 （２）　特別会員は、本協会に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦された者とする。	**（種別）** **第５条**　本協会の会員は、正会員及び特別会員の２種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。 （１）　正会員は、本協会の目的に賛同して入会した者で、次に掲げるものとする。 イ　一種正会員　地方公共団体及び地方公共団体で構成される団体 コ　二種正会員　個人 ハ　三種正会員　法人及び団体 （２）　特別会員は、本協会に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦された者とする。

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年５月31日施行）
（入会） **第６条**　正会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。 ２　入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその承認の可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。 ３　一種正会員及び三種正会員にあっては、団体等の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（１名に限る。 以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。 ４　指定代表者を変更した場合は、速やかに、理事会の決議を経て会長が別に定める変更届を会長に提出しなければならない。	（入会） **第６条**　正会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。 ２　入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその承認の可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。 ３　一種正会員及び三種正会員にあっては、団体等の代表者として本協会に対してその権利を行使する者（１名に限る。 以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。 ４　指定代表者を変更した場合は、速やかに、理事会の決議を経て会長が別に定める変更届を会長に提出しなければならない。
（会費） **第７条**　正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。	（会費） **第７条**　正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
（会員の資格喪失） **第８条**　会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。 （１）　退会したとき。 （２）　後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。 （３）　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人及び団体が消滅したとき。 （４）　１年以上会費を滞納したとき。 （５）　除名されたとき。	（会員の資格喪失） **第８条**　会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。 （１）　退会したとき。 （２）　後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。 （３）　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人及び団体が消滅したとき。 （４）　１年以上会費を滞納したとき。 （５）　除名されたとき。
（退会） **第９条**　正会員は、理事会の決議を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出	（退会） **第９条**　正会員は、理事会の決議を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年５月31日施行）
して、任意に退会することができる。	して、任意に退会することができる。
（除名）	**（除名）**
第10条　会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上の多数による決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から１週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会の決議の前に弁明する機会を与えなければならない。 （１）　本協会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。 （２）　本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 （３）　会員としての重要な義務を履行しないとき。 （４）　その他正当な事由があるとき。 ２　前項の規定により会員を除名したときは、会長は、当該会員に対して、除名した旨を通知しなければならない。	**第10条**　会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上の多数による決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該社員総会の日から１週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会の決議の前に弁明する機会を与えなければならない。 （１）　本協会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。 （２）　本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 （３）　会員としての重要な義務を履行しないとき。 （４）　その他正当な事由があるとき。 ２　前項の規定により会員を除名したときは、会長は、当該会員に対して、除名した旨を通知しなければならない。
（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）	**（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）**
第11条　会員が第８条の規定により資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。 ２　本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。	**第11条**　会員が第８条の規定により資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。 ２　本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。
第３章　社員総会	**第３章　社員総会**
（種類）	**（種類）**
第12条　本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の２種とする。	**第12条**　本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の２種とする。

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年５月 31 日施行）
（構成） 第 13 条　社員総会は、すべての正会員をもって構成する。	（構成） 第 13 条　社員総会は、すべての正会員をもって構成する。
（議決権の数） 第 14 条　正会員の議決権は、一種正会員、二種正会員、三種正会員にかかわらず、社員１名につき１個とする。	（議決権の数） 第 14 条　正会員の議決権は、一種正会員、二種正会員、三種正会員にかかわらず、社員１名につき１個とする。
（権限） 第 15 条　社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。	（権限） 第 15 条　社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
（開催） 第 16 条　定時社員総会は、毎年１回、毎事業年度終了後３箇月以内に開催する。 ２　臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。 （１）　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。 （２）　総正会員の議決権の 10 分の１以上を有する正会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集の請求があったとき。 （３）　前号の規定による請求をした正会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集したとき。	（開催） 第 16 条　定時社員総会は、毎年１回、毎事業年度終了後３箇月以内に開催する。 ２　臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。 （１）　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。 （２）　総正会員の議決権の 10 分の１以上を有する正会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集の請求があったとき。 （３）　前号の規定による請求をした正会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集したとき。
（招集） 第 17 条　社員総会は、前条第２項第３号の規定により正会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。 ２　会長は、前条第２項の規定による請求があったときは、その日から 30	（招集） 第 17 条　社員総会は、前条第２項第３号の規定により正会員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。 ２　会長は、前条第２項の規定による請求があったときは、その日から 30

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年５月 31 日施行）
日以内に社員総会を招集しなければならない。 ３　会長（前条第２項第３号の規定により正会員が招集する場合には、当該正会員）は、社員総会の日の 14 日前までに、正会員に対して、社員総会の日時、場所、目的事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。 ４　会長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。 （電子提供措置） 第 17 条の２　本協会は、社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。	日以内に社員総会を招集しなければならない。 ３　会長（前条第２項第３号の規定により正会員が招集する場合には、当該正会員）は、社員総会の日の 14 日前までに、正会員に対して、社員総会の日時、場所、目的事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
（議長） 第 18 条　社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事がこれにあたる。	（議長） 第 18 条　社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事がこれにあたる。
（定足数） 第 19 条　社員総会は、総正会員の議決権総数の過半数の議決権を有する正会員の出席がなければ開会することができない。	（定足数） 第 19 条　社員総会は、総正会員の議決権総数の過半数の議決権を有する正会員の出席がなければ開会することができない。
（決議） 第 20 条　社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第２項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席正会員の議決権総数の過半数を	（決議） 第 20 条　社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第２項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席正会員の議決権総数の過半数を

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年５月31日施行）
もって決する。	もって決する。
（議決権の代理行使） **第21条**　社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面**（以下「委任状」という。）**を本協会に提出しなければならない。 **ただし、当該正会員又は代理人は、委任状の提出に代えて、委任状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、委任状を提出したものとみなす。** ２　前項の代理権の授与は、社員総会ごとに提出しなければならない。	**（議決権の代理行使）** **第21条**　社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。 ２　前項の代理権の授与は、社員総会ごとに提出しなければならない。
（書面等による議決権の行使） **第22条**　社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面**又は電磁的方法**により議決権を行使できる。 ２　前項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。	**（書面による議決権の行使）** **第22条**　社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使できる。この場合においては、正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時までに当該記載した議決権行使書面を本協会に提出しなければならない。 ２　前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。
（議事録） **第23条**　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。 ２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以	**（議事録）** **第23条**　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。 ２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年５月31日施行）
上が、署名し、又は記名押印しなければならない。	上が、署名及び押印をしなければならない。
第４章　役員等	**第４章　役員等**
（種類及び定数） **第24条**　本協会に、次の役員を置く。 （１）　理事　２０名以上３０名以内 （２）　監事　３名以内 ２　理事のうち、１名を会長、１名以上３名以内を副会長、１名を専務理事、１名を常務理事とし、６名以上15名以内を常任理事とすることができる。 ３　前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法第91条第１項第１号の代表理事とし、専務理事、常務理事及び第26条第７項の業務を分担執行する理事をもって同法第91条第１項第２号の業務執行理事とする。	**（種類及び定数）** **第24条**　本協会に、次の役員を置く。 （１）　理事　２０名以上３０名以内 （２）　監事　３名以内 ２　理事のうち、１名を会長、１名以上３名以内を副会長、１名を専務理事、１名を常務理事とし、６名以上15名以内を常任理事とすることができる。 ３　前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法第91条第１項第１号の代表理事とし、専務理事、常務理事及び第26条第７項の業務を分担執行する理事をもって同法第91条第１項第２号の業務執行理事とする。
（選任等） **第25条**　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 ２　理事は正会員（一種正会員及び三種正会員にあっては指定代表者）の中から選任するものとする。ただし、理事のうち10名は正会員以外の者から選任することができる。 ３　会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 ４　監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。 ５　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはなら	**（選任等）** **第25条**　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。 ２　理事は正会員（一種正会員及び三種正会員にあっては指定代表者）の中から選任するものとする。ただし、理事のうち10名は正会員以外の者から選任することができる。 ３　会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 ４　監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。 ５　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはなら

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年５月31日施行）
ない。監事についても同様とする。 ６　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。 ７　理事及び監事に異動があったときは、２週間以内にその主たる所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。	ない。監事についても同様とする。 ６　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。 ７　理事及び監事に異動があったときは、２週間以内にその主たる所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。
（理事の職務及び権限） **第26条**　会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。 ２　副会長は、本協会を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序に従い、その業務を執行する。 ３　専務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を執行する。 ４　常務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を分担執行する。 ５　常任理事は、常任理事会を組織し、第36条第２項に定める職務を行う。 ６　理事は、理事会を構成し、第36条第１項に定める職務を行う。 ７　理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事以外の理事の中から、本協会の業務を分担執行する理事を選定することができる。 ８　会長、副会長、専務理事、常務理事及び前項の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による。 ９　会長、副会長、専務理事、常務理事及び第７項の業務を分担執行する理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。	**（理事の職務及び権限）** **第26条**　会長は、本協会を代表し、その業務を執行する。 ２　副会長は、本協会を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順序に従い、その業務を執行する。 ３　専務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を執行する。 ４　常務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を分担執行する。 ５　常任理事は、常任理事会を組織し、第36条第２項に定める職務を行う。 ６　理事は、理事会を構成し、第36条第１項に定める職務を行う。 ７　理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事以外の理事の中から、本協会の業務を分担執行する理事を選定することができる。 ８　会長、副会長、専務理事、常務理事及び前項の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による。 ９　会長、副会長、専務理事、常務理事及び第７項の業務を分担執行する理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
（監事の職務及び権限）	**（監事の職務及び権限）**

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年５月31日施行）
第27条　監事は、次の各号に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。 （１）　本協会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。 （２）　理事の職務執行状況を監査すること。 （３）　理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。 （４）　理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。 （５）　前号の報告をするため必要があるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。 （６）　前号の請求の日から５日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。 （７）　理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。 （８）　理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。 （９）　その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。	**第27条**　監事は、次の各号に掲げる職務を行い、かつ、監査報告を作成しなければならない。 （１）　本協会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。 （２）　理事の職務執行状況を監査すること。 （３）　理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。 （４）　理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。 （５）　前号の報告をするため必要があるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。 （６）　前号の請求の日から５日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。 （７）　理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。 （８）　理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。 （９）　その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
（任期） **第28条**　役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のも	**（任期）** **第28条**　役員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のも

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年５月31日施行）
のに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。 ２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残余期間とする。 ３　役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。	のに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。 ２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残余期間とする。 ３　役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
（解任） **第29条**　役員は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上の多数による決議によらなければならない。	**（解任）** **第29条**　役員は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上の多数による決議によらなければならない。
（報酬等） **第30条**　役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。その支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。 ２　役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。その場合の支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。	**（報酬等）** **第30条**　役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。その支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。 ２　役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。その場合の支給基準については、社員総会の決議を経て別に定める。
（競業及び利益相反取引の制限） **第31条**　理事は、次の各号に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 （１）　理事が自己または第三者のために本協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。 （２）　理事が自己または第三者のために本協会と取引をしようとすると	**（競業及び利益相反取引の制限）** **第31条**　理事は、次の各号に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 （１）　理事が自己または第三者のために本協会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。 （２）　理事が自己または第三者のために本協会と取引をしようとすると

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年 5 月 31 日施行）
き。 （3）　本協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、本協会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。 2　前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。	き。 （3）　本協会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、本協会と当該理事との利益が 相反する取引をしようとするとき。 2　前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
（役員の損害賠償責任） **第 32 条**　本協会は、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項の規定により、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上の多数による決議をもって、役員の同法第 111 条第１項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第 113 条第１項第２号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。 2　本協会は、一般社団・財団法人法第 114 条第１項の規定により、理事会の決議によって、役員の同法第 111 条第１項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。 3　本協会は、一般社団・財団法人法第 115 条第１項の規定により、外部役員との間に、同法第 111 条第１項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団・財団法人法第 113 条第１項で定める最低責任限度額とする。	**（役員の損害賠償責任）** **第 32 条**　本協会は、一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項の規定により、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上の多数による決議をもって、役員の同法第 111 条第１項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第 113 条第１項第２号に掲げる額（以下「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、免除することができる。 2　本協会は、一般社団・財団法人法第 114 条第１項の規定により、理事会の決議によって、役員の同法第 111 条第１項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。 3　本協会は、一般社団・財団法人法第 115 条第１項の規定により、外部役員との間に、同法第 111 条第１項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団・財団法人法第 113 条第１項で定める最低責任限度額とする。
（名誉会長） **第 33 条**　本協会は、名誉会長の称号を授与することができる。	**（名誉会長）** **第 33 条**　本協会は、名誉会長の称号を授与することができる。

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年５月31日施行）
２　名誉会長は、本協会に特に功労があった者の中から、理事会において任期を定めた上で推薦し社員総会において決定する。	２　名誉会長は、本協会に特に功労があった者の中から、理事会において任期を定めた上で推薦し社員総会において決定する。
（参与） **第34条**　本協会に、参与を置くことができる。 ２　参与は、会長が委嘱する。 ３　参与は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。 ４　参与には第28条第１項及び第30条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「参与」と読み替えるものとする。	**（参与）** **第34条**　本協会に、参与を置くことができる。 ２　参与は、会長が委嘱する。 ３　参与は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。 ４　参与には第28条第１項及び第30条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「参与」と読み替えるものとする。
第５章　理事会及び常任理事会	**第５章　理事会及び常任理事会**
（構成） **第35条**　本協会に、理事会及び常任理事会を置く。 ２　理事会は、すべての理事をもって構成する。 ３　常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。	**（構成）** **第35条**　本協会に、理事会及び常任理事会を置く。 ２　理事会は、すべての理事をもって構成する。 ３　常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。
（権限） **第36条**　理事会は、法令及びこの定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。 （１）　社員総会の招集に関する事項 （２）　本協会の業務執行の決定 （３）　理事の職務の執行の監督 （４）　会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事及び第26条第７項の業務を分担執行する理事の選定及び解職	**（権限）** **第36条**　理事会は、法令及びこの定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務を行う。 （１）　社員総会の招集に関する事項 （２）　本協会の業務執行の決定 （３）　理事の職務の執行の監督 （４）　会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事及び第26条第７項の業務を分担執行する理事の選定及び解職

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年５月31日施行）
２　常任理事会は、理事会の決議により委任されたその他の事項を審議する。	２　常任理事会は、会員の入会の可否及び理事会の決議により委任されたその他の事項を審議する。
３　前項の規定により常任理事会が審議した事項は、理事会に報告し、その承認を受けなければならない。	３　前項の規定により常任理事会が審議した事項は、理事会に報告し、その承認を受けなければならない。
４　理事会は、次の各号に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を常任理事会及び各理事に委任することができない。 （１）　重要な財産の処分及び譲り受け （２）　多額の借財 （３）　重要な使用人の選任及び解任 （４）　従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 （５）　本協会の業務の適性を確保するための体制の整備 （６）　第32条第２項の規定に基づく役員の責任の免除	４　理事会は、次の各号に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を常任理事会及び各理事に委任することができない。 （１）　重要な財産の処分及び譲り受け （２）　多額の借財 （３）　重要な使用人の選任及び解任 （４）　従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 （５）　本協会の業務の適性を確保するための体制の整備 （６）　第32条第２項の規定に基づく役員の責任の免除
（種類及び開催） **第37条**　理事会は通常理事会及び臨時理事会の２種とする。 ２　通常理事会は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上開催する。 ３　臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。 （１）　会長が必要と認めたとき。 （２）　会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。 （３）　前号の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。 （４）　第27条第５号の規定により、監事から会長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は同条第６号の規定により監事が理事会を招集したとき。	**（種類及び開催）** **第37条**　理事会は通常理事会及び臨時理事会の２種とする。 ２　通常理事会は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上開催する。 ３　臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。 （１）　会長が必要と認めたとき。 （２）　会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。 （３）　前号の規定による請求があった日から５日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。 （４）　第27条第５号の規定により、監事から会長に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は同条第６号の規定により監事が理事会を招集したとき。

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年５月31日施行）
４　常任理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。	４　常任理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。
（招集） **第38条**　理事会及び常任理事会は、前条第３項第３号の規定により理事が招集する場合及び第４号後段の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。 ２　会長は、前条第３項第２号又は第４号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内の日に理事会を招集しなければならない。 ３　理事会及び常任理事会を招集する者は、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、理事会及び常任理事会の日の７日前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、理事会があらかじめ定めた方法により通知することができる。	（招集） **第38条**　理事会及び常任理事会は、前条第３項第３号の規定により理事が招集する場合及び第４号後段の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。 ２　会長は、前条第３項第２号又は第４号の規定による請求があったときは、その請求があった日から14日以内の日に理事会を招集しなければならない。 ３　理事会及び常任理事会を招集する者は、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、理事会及び常任理事会の日の７日前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、理事会があらかじめ定めた方法により通知することができる。
（議長） **第39条**　理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事又は常任理事がこれにあたる。	（議長） **第39条**　理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、他の理事又は常任理事がこれにあたる。
（定足数） **第40条**　理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。 ２　常任理事会は、常任理事会を構成する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。	（定足数） **第40条**　理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。 ２　常任理事会は、常任理事会を構成する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年５月31日施行）
（決議） 第41条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。 ２　常任理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。	（決議） 第41条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。 ２　常任理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
（理事会及び常任理事会の決議の省略） 第42条　前条の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会又は常任理事会の決議があったものとみなす。	（理事会及び常任理事会の決議の省略） 第42条　前条の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会又は常任理事会の決議があったものとみなす。
（議事録） 第43条　理事会及び常任理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。 ２　議事録には、理事会においては理事会に出席した代表理事及び監事が、常任理事会においては常任理事会に出席した代表理事及びその会議において選任された議事録署名人が、署名し、又は記名押印しなければならない。	（議事録） 第43条　理事会及び常任理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。 ２　議事録には、理事会においては理事会に出席した代表理事及び監事が、常任理事会においては常任理事会に出席した代表理事及びその会議において選任された議事録署名人が、署名及び押印をしなければならない。
第６章　財産及び計算 （財産の構成） 第44条　本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。 （１）　設立当初の財産目録に記載された財産 （２）　会費 （３）　寄付金品	第６章　財産及び計算 （財産の構成） 第44条　本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。 （１）　設立当初の財産目録に記載された財産 （２）　会費 （３）　寄付金品

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年５月31日施行）
（４）　財産から生ずる収入 （５）　事業に伴う収入 （６）　その他の収入	（４）　財産から生ずる収入 （５）　事業に伴う収入 （６）　その他の収入
（財産の維持管理、処分及び運用） **第45条**　財産の維持管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て別に定める財産管理運用規定によるものとする。	**（財産の維持管理、処分及び運用）** **第45条**　財産の維持管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て別に定める財産管理運用規定によるものとする。
（事業計画及び収支予算） **第46条**　会長は、毎事業年度開始日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を得て、直近の社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 ２　会長は、前項の規定による事業計画書及び収支予算書を、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。	**（事業計画及び収支予算）** **第46条**　会長は、毎事業年度開始日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を得て、直近の社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 ２　会長は、前項の規定による事業計画書及び収支予算書を、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。
（事業報告及び決算） **第47条**　本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第１号及び第２号についてはその内容を報告し、第３号から第６号については承認を受けなければならない。 （1）事業報告 （2）事業報告の附属明細書 （3）貸借対照表 （4）**活動計算書** （5）貸借対照表及び**活動計算書**の附属明細書	**（事業報告及び決算）** **第47条**　本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第１号及び第２号についてはその内容を報告し、第３号から第６号については承認を受けなければならない。 （１）　事業報告 （２）　事業報告の附属明細書 （３）　貸借対照表 （４）　正味財産増減計算書 （５）　貸借対照表及び正味財残計算書の附属明細書

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年５月 31 日施行）
（６）財産目録 ２　前項の計算書類等並びに財産目録については、毎事業年度の経過後３箇月以内に行政庁に提出しなければならない。 ３　本協会は、第１項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。	（６）　財産目録 ２　前項の計算書類等並びに財産目録については、毎事業年度の経過後３箇月以内に行政庁に提出しなければならない。 ３　本協会は、第１項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。
（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け） **第 48 条**　本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の議決権の３分の２以上の多数による決議をもって、これを決する。 ２　本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、社員総会において、総正会員の議決権総数の３分の２以上の多数による決議をもって、これを決する。	**（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）** **第 48 条**　本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の議決権の３分の２以上の多数による決議をもって、これを決する。 ２　本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、社員総会において、総正会員の議決権総数の３分の２以上の多数による決議をもって、これを決する。
（会計の原則） **第 49 条**　本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。	**（会計の原則）** **第 49 条**　本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。
（事業年度） **第 50 条**　本協会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。	**（事業年度）** **第 50 条**　本協会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。
第７章　情報公開及び個人情報の保護	**第７章　情報公開及び個人情報の保護**
（情報公開） **第 51 条**　本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営	**（情報公開）** **第 51 条**　本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年５月31日施行）
内容、財務資料等を公開する。 ２　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。	内容、財務資料等を公開する。 ２　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。
（個人情報の保護） **第52条**　本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。 ２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。	**（個人情報の保護）** **第52条**　本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。 ２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
（公告方法） **第53条**　本協会の公告は、電子公告により行う。	**（公告方法）** **第53条**　本協会の公告は、電子公告により行う。
第８章　定款の変更、合併及び解散等	**第８章　定款の変更、合併及び解散等**
（定款の変更） **第54条**　この定款は、第57条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、議決権の３分の２以上の多数による決議をもって、これを変更することができる。 ２　前項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。	**（定款の変更）** **第54条**　この定款は、第57条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、議決権の３分の２以上の多数による決議をもって、これを変更することができる。 ２　前項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。
（合併等） **第55条**　本協会は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、議決権総数の３分の２以上の多数による決議をもって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。	**（合併等）** **第55条**　本協会は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、議決権総数の３分の２以上の多数による決議をもって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年５月 31 日施行）
２　前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。	２　前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。
（解散） **第 56 条**　本協会は、一般社団・財団法人法第 148 条第１号及び第２号並びに第４号から第７号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、議決権の３分の２以上の多数による決議をもって、解散することができる。	**（解散）** **第 56 条**　本協会は、一般社団・財団法人法第 148 条第１号及び第２号並びに第４号から第７号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、議決権の３分の２以上の多数による決議をもって、解散することができる。
（公益目的取得財産残額の贈与） **第 57 条**　本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第 30 条第２項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは同法第５条第 17 号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	**（公益目的取得財産残額の贈与）** **第 57 条**　本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第 30 条第２項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは同法第５条第 17 号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
（残余財産の帰属） **第 58 条**　本協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会において、総正会員の議決権総数の３分の２以上の多数による決議をもって、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは公益法人認定法第５条第 17 号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。	**（残余財産の帰属）** **第 58 条**　本協会が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会において、総正会員の議決権総数の３分の２以上の多数による決議をもって、本協会と類似の目的を有する他の公益法人若しくは公益法人認定法第５条第 17 号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年５月31日施行）
第９章　事務局	**第９章　事務局**
（事務局） **第59条**　本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。 ２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。 ３　事務局長は、理事会の承認を経て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。 ４　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。	**（事務局）** **第59条**　本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。 ２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。 ３　事務局長は、理事会の承認を経て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。 ４　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
（帳簿及び書類の備置き） **第60条**　本協会の主たる事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。なお、当該帳簿及び書類は、法令の定めに従い保存しなければならない。 （１）　定款 （２）　役員名簿 （３）　会員名簿 （４）　認定、許可、認可等及び登記に関する書類 （５）　事業計画書 （６）　収支予算書 （７）　資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 （８）　社員総会、理事会及び常任理事会の議事録 （９）　事業報告書 （10）　収支計算書 （11）　貸借対照表 （12）　財産目録	**（帳簿及び書類の備置き）** **第60条**　本協会の主たる事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。なお、当該帳簿及び書類は、法令の定めに従い保存しなければならない。 （１）　定款 （２）　役員名簿 （３）　会員名簿 （４）　認定、許可、認可等及び登記に関する書類 （５）　事業計画書 （６）　収支予算書 （７）　資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 （８）　社員総会、理事会及び常任理事会の議事録 （９）　事業報告書 （10）　収支計算書 （11）　貸借対照表 （12）　財産目録

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年５月31日施行）
（13）　活動計算書 （14）　附属明細書 （15）　監査報告書 （16）　役員報酬等の支給基準 （17）　その他必要な帳簿及び書類 ２　前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第51条第２項に定める情報公開規程によるものとする。	（13）　正味財産増減計算書 （14）　附属明細書 （15）　監査報告書 （16）　役員報酬等の支給基準 （17）　その他必要な帳簿及び書類 ２　前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第51条第２項に定める情報公開規程によるものとする。
第10章　補則	**第10章　補則**
（委任） **第61条**　この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。	**（委任）** **第61条**　この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。
附則 １　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。	附則 １　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 ３　本協会の設立の登記日現在の理事及び監事並びに常任理事は次に掲げる者とする。	２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 ３　本協会の設立の登記日現在の理事及び監事並びに常任理事は次に掲げる者とする。

公益社団法人日本河川協会　定款新旧対照表

変更定款　（案）	現行定款　（令和元年５月31日施行）
理 事 青山 俊樹、安中 徳二、石井 弓夫、泉谷 伸夫、庵原 宏義、岡本 正男、久住 時男、近藤 隆之、小室 広佐子、佐藤 年緒、七戸 克彦、杉山 恵一、高橋 健文、高橋 万里子、野澤 英之助、別府 征二郎、福井 淳太、藤吉 洋一郎、松田 芳夫、虫明 功臣、村田 曄昭、山岸　哲、横枕　篤、霊山 智彦、望月 常好、住吉 豊明 監 事 和里田 義雄、津野 三夫 常任理事　青山 俊樹、安中 徳二、石井 弓夫、岡本 正男、村田 曄昭、山岸　哲 ４　本協会の最初の会長を虫明功臣、副会長を松田芳夫及び高橋健文とし、以上の３名を代表理事とする。また、専務理事を望月常好、常務理事を住吉豊明とし、以上の２名を業務執行理事とする。	理 事 青山 俊樹、安中 徳二、石井 弓夫、泉谷 伸夫、庵原 宏義、岡本 正男、久住 時男、近藤 隆之、小室 広佐子、佐藤 年緒、七戸 克彦、杉山 恵一、高橋 健文、高橋 万里子、野澤 英之助、別府 征二郎、福井 淳太、藤吉 洋一郎、松田 芳夫、虫明 功臣、村田 曄昭、山岸　哲、横枕　篤、霊山 智彦、望月 常好、住吉 豊明 監 事 和里田 義雄、津野 三夫 常任理事　青山 俊樹、安中 徳二、石井 弓夫、岡本 正男、村田 曄昭、山岸　哲 ４　本協会の最初の会長を虫明功臣、副会長を松田芳夫及び高橋健文とし、以上の３名を代表理事とする。また、専務理事を望月常好、常務理事を住吉豊明とし、以上の２名を業務執行理事とする。

議案第３号

理事の補欠選任について決議を求める件

理　事（補欠選任）候　補　者　名　簿　（案）

（令和７年６月４日）

退　任　理　事		新　任　理　事	
区分	氏　　名 役　職　名	区分	氏　　名 役　職　名
理 事 (非常勤)	小島　茂 前 埼玉県県土整備部副部長	理 事 (非常勤)	飯塚　雅彦 埼玉県県土整備部副部長
理 事 (非常勤)	酒井　公生 前 新潟県土木部河川管理課長	理 事 (非常勤)	新保　直人 新潟県土木部河川管理課長
理 事 (非常勤)	鈴木　善友 前 宮城県土木部河川課長	理 事 (非常勤)	千葉　周二 宮城県土木部河川課長

（注）新任理事の任期は、選任の日から退任する理事の残任期（令和８年度定時社員総会の終結時まで）

令和７年 河川功労者表彰

令和７年河川功労者表彰総括表

事　　項	個　人	団　体	計
第１号 歴史、文化活動又は芸術活動等により河川文化の発展に寄与し功績があった場合			0
第２号 河川の整備や管理に関連する諸活動を通じ、河川災害の防止、水資源の開発、河川環境の整備や保全、流域内の合意形成に貢献し功績があった場合	19	5	24
第３号 水防活動、水害時の人命救助、防災体制の整備・充実又は災害の早期発見と迅速な情報伝達等に功績があった場合	6		6
第４号 河川の自然保護・環境学習・河川愛護等の活動に功績があった場合	1	29	30
第５号 河川や水に関する学術的研究又は技術開発に従事し、河川の整備・管理、利用等に役立つ成果をおさめる功績があった場合	16		16
第６号 河川の利用を通じた産業の振興、地域の活性化等により新しい文化の創造に功績があった場合	1	2	3
第７号 河川や水の分野において国際的な活躍又は外国との交流・連携の深化に功績があった場合			0
第８号 本会の発展に顕著な貢献をする等、特に表彰が必要と認められた場合	1		1
合　　計	44	36	80

令和７年河川功労者表彰者名簿

第２号　河川の整備や管理に関連する諸活動を通じ、河川災害の防止、水資源の開発、河川環境の整備や保全、流域内の合意形成に貢献し功績があった場合

（個人19）

氏　名	職　業	功　績　等	住　所
外崎秀人（そとざき ひでと）	前今金町長	平成15年の今金町長就任以降、長年にわたり後志利別川の清流保護に尽力し、また令和2年に新たに設立された「後志利別川環境創造保全振興促進期成会」の初代会長として、同川の治水対策の推進や河川環境保全などに貢献された。	北海道瀬棚郡今金町
阿部安雄（あべ やすお）	—	昭和58年から北上川水系磐井川八郎沢排水樋管の水門等水位観測員として、長年にわたり施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	岩手県一関市
岩渕邦雄（いわぶち くにお）	—	昭和58年から北上川水系北上川中江川排水樋門の水門等水位観測員として、長年にわたり施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	岩手県一関市
矢吹眞一（やぶき しんいち）	農業	昭和59年から長年にわたり、阿武隈川水系釈迦堂川須賀川樋門の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	福島県須賀川市
大矢捷治（おおや かつじ）	—	平成11年から長年にわたり、信濃川水系魚野川の西又川水門の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	新潟県魚沼市
渡辺稔（わたなべ みのる）	—	平成11年から長年にわたり、信濃川水系魚野川の江添川樋管の水門等水位観測員として、施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	新潟県魚沼市
小里八郎（こざと はちろう）	自営業	平成5年から長年にわたり、金草川排水機場の操作員として従事し、施設の点検整備を定期的に行い、かつ非常時においては昼夜を問わず迅速な操作監視対応を行うなど、災害の軽減に貢献された。	岐阜県養老郡養老町
南部和義（なんぶ かずよし）	農業	長年にわたり、木曽川水系揖斐川川口水門・住吉水門・三之丸水門の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時・高潮時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	三重県桑名市
倉口卓也（くらぐち たくや）	製造業	平成元年から長年にわたり、淀川水系木津川渦之樋樋門の水門等水位観測員として強い責任感をもって施設の点検・操作に従事し、過去幾多の洪水において正確かつ迅速な操作を行い、災害の軽減に貢献された。	京都府木津川市
平岡啓司（ひらおか けいじ）	—	平成元年から長年にわたり、淀川水系木津川赤田川水門の水門等水位観測員として強い責任感をもって施設の点検・操作に従事し、過去幾多の洪水において正確かつ迅速な操作を行い、災害の軽減に貢献された。	京都府木津川市
橋本勝之（はしもと かつゆき）	皮革業	昭和63年から長年にわたり、揖保川水系林田川松原排水樋門の水門等水位観測員として施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行い、災害の軽減に貢献された。	兵庫県たつの市
福井邦夫（ふくい くにお）	農業	平成元年から長年にわたり、円山川水系奈佐川福田第二樋門の水門等水位観測員として施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず迅速且つ的確な操作を行い、災害の軽減に貢献された。	兵庫県豊岡市
高橋和博（たかはし かずひろ）	建設業	昭和52年から仁淀川水系仁淀川鎌田排水樋門の水門等水位観測員として、長年にわたり施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	高知県吾川郡いの町
森澤浩彦（もりさわ ひろひこ）	農業	平成5年から仁淀川水系仁淀川奥田川排水樋門の水門等水位観測員として、長年にわたり施設の点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	高知県吾川郡いの町
中平正宏（なかひら まさひろ）	四万十市長	平成25年に四万十市長に就任以降、四万十川改修期成同盟会会長等として、地域住民の安全で安心した暮らしを守るため、横瀬川ダム建設を始めとする治水事業の推進に尽力されるとともに、「四万十市水害に強い土地利用条例」を制定するなど、「流域治水」を実践し、次世代に繋がる四万十市の礎の築造に貢献された。	高知県四万十市
菊池昭男（きくち てるお）	農業	平成20年度から令和4年度までの15年間にわたり操作人を務め、梅雨期や洪水時には危険を伴いながらもその責務を全うされ、地域社会の災害防止や住民の生命・財産の保護に尽力されるとともに、後継者の育成や維持・点検業務にも貢献された。	福岡県久留米
後藤信孝（ごとう のぶたか）	会社員	九州20河川の河川整備基本方針及び整備計画の策定や災害関連事業の採択・推進に尽力されるとともに、九州管内の流域連携を推進され、後輩の育成にも積極的に取り組まれるなど、人材育成にも貢献された。	福岡県朝倉郡筑前町
崎田英治（さきた えいじ）	農業	平成5年から長年にわたり、本明川水系半造川長野樋管の操作員として施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	長崎県諫早市

氏　名	職　業	功　績　等	住　所
山口久美男（やまぐちくみお）	農　業	平成11年から長年にわたり、本明川水系半造川西長田樋管の操作員として施設の管理・操作に従事し、点検整備を定期的に行い、かつ洪水時においては昼夜を問わず速やかな操作を行うなど、災害の軽減に貢献された。	長崎県諫早市

（団体５）

名　称	功　績　等	住　所
石狩川流域圏会議（いしかりがわ）	石狩川流域46市町村で構成される石狩川流域圏会議と国、北海道が連携して推進する「石狩川流域連携宣言」に基づき、気候変動による降雨量増加などの大規模水害に対応するため、相互防災支援体制の構築や豪雨対策研修を継続的に実施し、「石狩川流域の安全・安心」の確保に貢献された。	北海道恵庭市
吉田川流域治水促進同盟会（よしだがわ）	流域治水の前段となる地域の地形特性や水害リスクの理解を進めるべく、地域主体で勉強会を開催し、流域治水の普及に貢献するとともに、高水敷のヤナギ幼木の除却やゴミ拾いを実施し、河川環境の維持に貢献された。	宮城県黒川郡大和町
三重川を守る会（みえがわ）	平成元年に設立以来、三重川の堤防敷きの除草および清掃活動、食廃油の回収、花の植栽等の活動に取り組み、環境保全および河川美化に努め、地域住民に憩いの場を提供するとともに、市民の環境保全意識の醸成に貢献された。	大分県豊後大野市
豊かな水環境創出ゆふいん会議	地域の子どもたちを対象とした環境学習会の実施や、河川に関する調査研究活動、河川清掃、外来種水草の除去活動を継続的に取り組み、大分川の源流である由布院盆地の水環境の保全に貢献された。	大分県由布市湯布院町
りゅうちるネットワーク	流域治水の前段となる地域の地形特性や水害リスクの理解を進めるべく、イベントや出前講座を実施し、流域治水の普及に貢献するとともに、高水敷のヤナギ幼木の除却やゴミ拾いを実施し、河川環境の維持に貢献された。	宮城県大崎市

第３号　水防活動、水害時の人命救助、防災体制の整備・充実又は災害の早期発見と迅速な情報伝達等に功績があった場合

（個人６）

氏　名	職　業	功　績　等	住　所
波多野学（はたのまなぶ）	会　社　員	29年にわたり水防団員として活動し、水害から地域住民の生命・財産を守るため、被害の防止と軽減に尽力するとともに、地域住民に対して水害の恐ろしさと水防活動の重要性を伝える啓発活動にも貢献された。	岐阜県岐阜市
佐原憲昭（さはらのりあき）	会　社　員	平成10年4月に浜松市水防団五島分団に入団以来、水防活動の第一線で活躍し、平成23年4月に分団長に就任後は優れた指導力・行動力で分団の運営を行い、平成28年4月からは副分団長として他の模範となるなど、団員の指導育成と組織の強化に貢献された。	静岡県浜松市
藤田哲夫（ふじたてつお）	会　社　員	平成13年4月に浜松市水防団河輪分団に入団以来、24年間にわたり水防活動の第一線で活躍し、平成28年4月に分団長に就任以降、令和4年に分団長を退任するまで、分団員や地域住民からの厚い信頼を得るなど、分団活動に貢献された。	静岡県浜松市
木村勉（きむらつとむ）	―	多年にわたり、淀川右岸水防事務組合水防団西淀川第12水防区分団長として、水災害防御の第一線で活躍し、蓄積した経験と見識、指導力をもって水防団員の指導育成や組織強化に尽力するとともに、水災害から地域住民の生命と財産を守るために貢献された。	大阪府大阪市
木本勉（きもとつとむ）	金属加工業	淀川左岸水防事務組合水防団分団長として、長年にわたり水災防御の第一線で活躍し、豊かな経験と卓越した指導力により、団員の指導育成や水防組織の充実強化に努めるとともに、地域住民の生命と財産の安全確保に貢献された。	大阪府大阪市
川田信夫（かわだのぶお）	会　社　員	平成13年から四国地方防災エキスパート、水防専門家として、重信川並びに肱川水系の関係市町における消防団員等への水防工法の施工技術の指導を行い、水防知識、工法及び技能の伝承に貢献された。	愛媛県松山市

第４号　河川の自然保護・環境学習・河川愛護等の活動に功績があった場合

（個人１）

氏　名	職　業	功　績　等	住　所
鬼多見賢（きたみけん）	―	「猪苗代湖の自然を守る会」を設立し、小学生への環境学習や清掃活動による水質保全、水質調査などを多年にわたり実施し、河川の自然保護・河川愛護活動に貢献された。	福島県耶麻郡猪苗代町

（団体29）

名　　称	功　績　等	住　　所
北上川フィールドライフクラブ	平成4年に設立以来、長年にわたり地域住民と連携し北上川の清掃活動に取り組み、また、河川の魅力を伝える体験活動を継続的に実施するなど、河川環境の保全及び河川愛護活動に貢献された。（平成26年河川協力団体指定）	岩手県花巻市
特定非営利活動法人 北上川流域連携交流会	平成7年に発足以来、人材育成事業リバーマスタースクールや河川環境保全に取り組み、平成14年に「アイポート」が開館すると同時に施設の企画・運営にも携わり、北上川や一関遊水地の説明、防災教育に尽力され、地域の発展と安全に貢献された。	岩手県一関市
特定非営利活動法人 北上川サポート協会	平成12年5月に設立以来、長年にわたり河川清掃活動「北上川クリーン作戦」を実施するなど河川美化に尽力するとともに、北上川流域交流Eポート大会の運営にも長く携わり、河川愛護精神の醸成にも貢献された。（平成27年河川協力団体指定）	岩手県一関市
土器川生物研究会	平成14年から「香の川パートナーシップ」に参加し、土器川での年3回以上の河川清掃をはじめ、多種にわたる積極的な河川愛護活動を行い、河川環境の美化や河川愛護意識の醸成に貢献された。	香川県丸亀市
住みたくなるまち土器	平成14年から「香の川パートナーシップ」に参加し、土器川での年3回以上の河川清掃をはじめ、多種にわたる積極的な河川愛護活動を行い、河川環境の美化や河川愛護意識の醸成に貢献された。	香川県丸亀市
市野川水系の会イン滑川町	平成20年の設立以来、長年にわたり一級河川市野川において地域住民と連携し、自然環境の保全活動や清掃活動を継続的に実施し、河川環境の保全および河川美化に貢献された。	埼玉県比企郡滑川町
坂川の花桃を愛する会	春先に近隣住民の憩いの場となる坂川河畔の清掃活動などの河川維持活動や、近隣の小学生や幼稚園児と川と触れ合うイベントを行い、世代を超えた河川愛護精神の涵養に努めるなど、河川環境の保全および河川愛護意識の醸成に貢献された。	千葉県松戸市
松ケ崎水と緑の会	平成20年8月の設立以来、長年にわたり千葉県や地元町会の協力を得て大堀川左岸で清掃活動や除草活動を実施し、河川環境の保全および美化に貢献された。	千葉県柏市
美しい手賀沼を愛する市民の連合会	平成7年12月より、千葉県や周辺市町村、市民の協力を得て手賀沼流域で清掃活動や外来種駆除などの活動を実施し、河川環境の保全および維持に対する意識醸成に貢献された。	千葉県我孫子市
ＮＰＯ成田さくらの里	平成23年に河川アダプト制度の合意を結んで以来、取香川の堤防においての除草・清掃活動に加え、マンジュシャゲ約8万本の植栽・管理を定期的に行うなど、河川環境美化および地域住民の河川愛護意識の向上に貢献された。	千葉県成田市
憩いのまほろば水辺愛護会	平成13年の設立以来、阿久和川の水辺拠点「憩いのまほろば」で清掃・除草・花木の剪定及びトイレの清掃を実施し、河川環境の美化に寄与されるとともに、トイレ出入口の施錠開錠を含む継続的な活動は、利用しやすい水辺環境の維持や保全に繋がるなど、河川環境の推進にも貢献された。	神奈川県横浜市
協同組合 一ノ木戸商店街 朝草会	平成5年から30年以上にわたり、ゴミや雑草が目立つ状況であった五十嵐川で除草・清掃活動に取り組むとともに、芝桜の植栽などの河川環境整備にも尽力し、芝桜が咲く美しい清流を作り上げるなど、河川環境美化の推進に貢献された。	新潟県三条市
南森本町会	金沢市内の二級河川森下川流域において、長年にわたり堤防等の草刈りや清掃活動に継続的に取り組み、河川環境の保全および河川美化の推進に貢献された。	石川県金沢市
草間川河川愛護会	昭和47年の設立以来、一級河川草間川および一級河川江部川において、毎年区民全戸が参加して行う河川敷内の清掃や草刈りなどの河川美化・河川愛護活動は、河川周辺の環境整備に大きな成果を上げ、河川環境の美化および河川愛護精神の醸成に貢献された。	長野県中野市
千曲川漁業協同組合	昭和24年の設立以来、75年という長きにわたり一級河川鮎川（宇原川）において、河川周辺の草刈りやゴミ拾い、河道内の支障木撤去、さらには稚魚放流による生態系の保全など、河川の美化および環境保全に貢献された。	長野県須坂市
中村区	平成20年の設立後、令和2年には長年にわたる各常会の活動を一本化し、一級河川東条川および周辺河川の除草・清掃活動に取り組み、地域の環境保全・美化および住民の河川愛護意識の向上に貢献された。	長野県筑北村
高部地区まちづくり推進委員会	静岡市清水区高部地区の18自治会から構成される高部地区まちづくり推進委員会は、毎年約1,400人の住民が参加する塩田川等の河川清掃活動を長年にわたり実施し、河川愛護精神の普及および河川美化・環境保全に貢献された。	静岡県静岡市
瓜内町自治会（瓜内町里親会）	平成17年に瓜内町里親会を結成し、草刈りや清掃活動等の河川美化・保全活動に献身的に取り組み、保全された堤防が住民の憩いの場所として親しまれるなど、他の模範となる活動により、河川愛護精神の醸成および河川美化の推進に貢献された。	静岡県浜松市
庵原地区連合自治会	庵原地区連合自治会は、静岡市清水区庵原地区の12自治会で構成され、長年にわたり庵原川などの清掃活動を行い、毎年約2,200人の住民が参加して河川愛護の精神を広めるとともに、河川の美化や河川愛護精神の普及、環境保全に貢献された。	静岡県静岡市
グリーンインフラ虫生野	地域住民と連携を図り、杣川・柿田川の継続的な河川愛護活動を行うことで、河川環境の保全や河川美化の推進に貢献するとともに、美観が保たれた河川や河川敷で行われる地域行事への積極的な参画を通じて地域の活性化にも貢献された。	滋賀県甲賀市

名　　称	功　績　等	住　　所
芥川・ひとと魚にやさしい川づくりネットワーク	日常的に河川内の魚道の維持管理や改良、特定外来生物の駆除などの環境保全を継続するとともに、小学校での環境学習や河川清掃を実施するなど、行政と連携しながら積極的に河川愛護活動に取り組まれ、地域の河川環境の保全に貢献された。	大阪府高槻市
南あわじ市立三原中学校 理科部	昭和40年中頃以降、50年を超える長きにわたり、二級河川三原川水系成相川および諭鶴羽川において、蛍の保護・繁殖活動を行うとともに、地域住民を交えた「鑑蛍会」を開催するなど啓発活動を継続し、河川環境学習や河川環境の保全に貢献された。	兵庫県南あわじ市
安来市立山佐小学校	平成18年度から中海流入河川調査に参加し、環境学習に取り組むとともに、地域住民へのアンケートや学校のある上流域から下流の中海までの河川環境をまとめ、学習発表で報告するなど、環境保全意識の醸成に貢献された。	島根県安来市
松徳学院中学校	環境・自然をテーマにした学習に取り組み、公民館等と連携した河川環境整備や、学習発表会で児童や地域住民に向けた川の大切さについての発信など、環境保全意識の醸成に貢献された。	島根県松江市
新石手町内会	平成24年から愛リバー・サポーター制度に登録し、石手川沿いの新石手公園周辺において、年3回程度の河川美化清掃活動を継続的に行い、快適で美しい景観・河川環境の維持に貢献された。	愛媛県松山市
鳥ノ木菜の花小道グループ	平成24年から愛リバー・サポーター制度に登録し、鳥ノ木団地周辺の大谷川および八反地川において、年4回の河川美化清掃活動を継続的に行い、快適で美しい景観・河川環境の維持に貢献された。	愛媛県伊予市
三根下地区河川・道路愛護会	対馬市内の2級河川である三根川において、地域住民と共に平成22年度から毎年草刈りなどの清掃活動を行い、河川愛護団体として河川環境の保全や美化の推進に貢献された。	長崎県対馬市峰町三根
特定非営利活動法人 アザメの会	アザメの瀬自然再生事業により再生された氾濫原（湿地）を活動拠点とし、人と人との絆を深めながら、松浦川流域の自然を次世代へ継承する自然環境教室を開催するとともに、氾濫原としての遊水区域であることを学ぶ防災学習を継続して実施し、河川環境保全や防災教育に貢献された。	佐賀県唐津市
えのきづ花を愛する会	平成27年の設立以来、熊本市南区富合町を流れる浜戸川で良好な地域環境を目指して、浜戸川左岸約1kmで美化活動や植栽を年3回実施し、3月には菜の花が咲き誇る「菜の花ロード」が地域住民に愛されるなど、地域の河川環境保全及び美化に貢献された。	熊本県熊本市

第５号　河川や水に関する学術的研究又は技術開発に従事し、河川の整備・管理、利用等に役立つ成果をおさめる功績があった場合

（個人16）

氏　　名	職　　業	功　績　等	住　　所
海田輝之	岩手大学 名誉教授	水環境工学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、北上川水系河川整備学識者懇談会座長などの数多くの委員会で座長を歴任され、河川の環境整備と保全を含む社会基盤整備に功績を残された。	岩手県盛岡市
松冨英夫	秋田大学名誉教授 中央大学研究開発機構機構教授	河川工学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、河川整備学識者懇談会、河川水辺の国勢調査アドバイザー、成瀬ダムモニタリング委員会等の各種委員を務められ、河川・ダム整備の推進に貢献された。	秋田県秋田市
石川忠晴	東京工業大学 名誉教授	平成元年からの長きにわたり、東北地方を中心として河川、湖沼、ダム湖での現地観測を継続的に実施して環境水理学に関する多数の著述を発表するとともに、各種委員会の主査・委員として水環境の保全および河川整備事業等の推進に貢献された。	神奈川県藤沢市
中村幸弘	元上越市立水族博物館 館長	大河津分水路環境調査検討委員会委員等を務め、大河津分水路改修事業実施にあたり、魚類に関する専門的知見をもとに助言を行うなど、「大河津分水路の改修事業環境保全への取組み」のとりまとめに寄与し、河川整備の推進、河川環境の保全に貢献された。	新潟県柏崎市
紙谷智彦	新潟大学 名誉教授	阿賀野川の自然環境保全や河川整備に関する専門的な審議を目的とした複数の検討会等の委員に就任され、豊富な植物生態に関する知見をもとに、具体的な方策提案や効果の評価分析を的確に実施し、良好な河川環境の保全と再生に貢献された。	新潟県新潟市
駒田格知	名古屋女子大学 名誉教授	魚類の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、徳山ダムモニタング委員会委員、中部地方ダム等管理フォローアップ委員会委員、河川水辺の国勢調査アドバイザーを務め、ダムの適正管理や事業推進に貢献された。	岐阜県瑞穂市
土屋智	静岡大学 名誉教授	大井川水系流域委員会の委員長、安倍川水系流域委員会の副委員長、安倍川総合土砂管理計画検討委員会の委員等を務め、河川整備計画や総合土砂管理計画の治水対策や土砂管理対策の検討に貢献された。	静岡県静岡市
神田猛	宮崎大学 名誉教授	魚類の専門家として顕著な研究成果を上げられ、大淀川・小丸川学識者懇談会、五ヶ瀬川学識者懇談会、河川水辺の国勢調査のアドバイザーなど、多数の委員会で委員を歴任され、大淀川・小丸川・五ヶ瀬川をはじめとする九州の河川整備の推進に貢献された。	三重県津市

氏　名	職　業	功　績　等	住　所
石川芳治（いしかわよしはる）	東京農工大学名誉教授 砂防図書館長	土砂・流木災害、火山災害、砂防施設、流域保全において顕著な研究成果を上げ、災害対策に関わる国の委員会委員などを務めるとともに、砂防事業の推進に寄与され、さらに数多くの有能な人材を育成し、産・官・学へ供給するなど、多方面にわたって貢献された。	京都府京都市
松井正文（まついまさふみ）	京都大学 名誉教授	両生類における分類学的研究の第一人者であり、近畿地方ダム等管理フォローアップ委員会や木津川上流環境研究会等の委員を歴任し、オオサンショウウオなど両生類への影響に関する助言を通じて河川環境の保全に貢献された。	京都府京都市伏見区
常田賢一（ときだけんいち）	大阪大学 名誉教授	地盤工学・防災工学の専門家として顕著な研究成果をあげられるとともに、熊野川、紀の川、猪名川、大和川の堤防調査委員会委員長などを歴任し、治水事業の推進、流域の安全・安心の確保に貢献された。	茨城県つくば市
柏見吉晴（まつみよしはる）	鳥取大学名誉教授・ 特任教授	海岸工学、防災計画の専門家として、国土交通省、鳥取県の各種の検討会や「斐伊川水系河川整備計画」の策定・点検に至るまで、専門的な視点から助言を行い、河川の整備の推進等に貢献された。	鳥取県鳥取市
平井松午（ひらいしょうご）	徳島大学 名誉教授	歴史地理学の専門家として、「とくしま川づくり委員会」の委員を務め、県管理河川の河川整備計画の策定に尽力するとともに、流域水管理計画の策定に助言し、水教育の発展に寄与するなど、河川行政の推進に貢献された。	徳島市新浜町
松井宏光（まついひろみつ）	松山東雲短期大学 名誉教授	植物の専門家として幅広く活躍され「四国地方ダム等管理フォローアップ委員会」「河川・渓流環境アドバイザー」「重信川流域学識者会議」「肱川流域学識者会議」等に委員として参画、専門的視点から助言を行い河川整備の推進に貢献された。	愛媛県松山市
石川愼吾（いしかわしんご）	高知大学 名誉教授	植物の専門家として、幅広く活躍され「河川水辺の国勢調査スクリーニング・グループ委員会」「物部川、仁淀川、渡川流域学識者会議」「四国地方ダム等管理フォローアップ委員会」等に委員として参画、専門的視点から助言を行い河川整備の推進に貢献された。	高知県吾川郡いの町
玉泉幸一郎（ぎょくせんこういちろう）	元九州大学 准教授	林学・森林科学の専門家として九州地方ダム等管理フォローアップ委員会委員を務められ、管理ダム環境の改善・保全の推進に貢献された。	福岡県福岡市

第６号　河川の利用を通じた産業の振興、地域の活性化等により新しい文化の創造に功績があった場合

（個人１）

氏　名	職　業	功　績　等	住　所
石田裕子（いしだゆうこ）	摂南大学理工学部 都市環境工学科教授	学識者としての経験を生かし、学生らと継続的にダム貯水池で水没集落の灯りを浮かべる芸術文化的活動を行い、上流から下流までの流域間交流に尽力されるとともに、水源地域の振興やダム管理者および水源地域関係者との良好な関係構築にも寄与されるなど、地域の発展に貢献された。	大阪府豊中市

（団体２）

名　称	功　績　等	住　所
汗見川（あせみかわ）を美しくする会	昭和47年に河川の保全や地域活性化を目的に流域の6集落の住民により設立された「汗見川を美しくする会」は、地域特有の魅力を活かし、川の有意性などを伝えるイベントを通じて域外との交流を深めるなど、地域の活性化に貢献された。	高知県長岡郡本山町
川内（せんだい）商工会議所	1959年から川内川を活用した花火大会を開催し、長年にわたり川内川周辺地域の活性化を図るとともに、イベント開催後には河川を含む清掃活動を行うなど、地域活性化および河川環境保全に貢献された。	鹿児島県薩摩川内市

第８号　本会の発展に顕著な貢献をする等、特に表彰が必要と認められた場合

（個人１）

氏　名	職　業	功　績　等	住　所
七戸克彦（しちのへかつひこ）	九州大学名誉教授 名古屋学院大学法学部教授	平成14年5月に日本河川協会の理事に就任されて以来、令和6年6月に退任されるまでの22年間にわたり、協会の運営と発展に貢献された。	愛知県名古屋市

令和７年４月時点